

教育委員会議協議資料

- 令和元年度福岡県教育施策実施計画の策定について（総務企画課）

【資料1】 令和元年度福岡県教育施策実施計画（案）

〔青字の記載〕

今回の令和元年度福岡県教育施策実施計画（案）の作成にあたり、
平成31年度福岡県教育施策実施計画【暫定】から変更箇所

〔赤字の記載〕

平成31年度福岡県教育施策実施計画【暫定】の作成時における、
平成30年度福岡県教育施策実施計画から変更箇所（議決済）

【資料2】 重点的に取り組む事業（案）

※ 委員協議会（勉強会）からの変更点

資料区分	変更箇所	変更内容	変更前		変更後
資料1 P21 指標		現状値に年度 を追記	無線 LAN	8.8%	無線 LAN (H30 年度) 8.8%
			大型提 示装置	13.2%	大型提 示装置 (H30 年度) 13.2%
資料2 目次 及び P6 P3	取組事業名の 修正	次世代型教育推進事業	情報活用能力向上事業	87,574 千円	87,574 千円

令和元年6月18日（火）
於：教育委員会会議室

平成30年度

福岡県教育施策実施計画



福岡県教育委員会

令和元年平成31（2019）年度

福岡県教育施策実施計画

~~【暫定】~~



福岡県教育委員会

資料 1

はじめに

県は平成 24 年 3 月、県民一人一人が福岡県に生まれ、生活してよかったですと実感できる「県民幸福度日本一」に向けて、目指すべき姿とこれを実現するための施策の方向を示す「福岡県総合計画」(平成 24 年度～平成 28 年度)を策定しました。そして、平成 29 年 3 月に、これまでの成果や社会経済の変化等を踏まえ、「県民幸福度日本一」への取組を更に加速させるため、新たな「福岡県総合計画」(平成 29 年度～平成 33(2021) 年度)を策定しました。

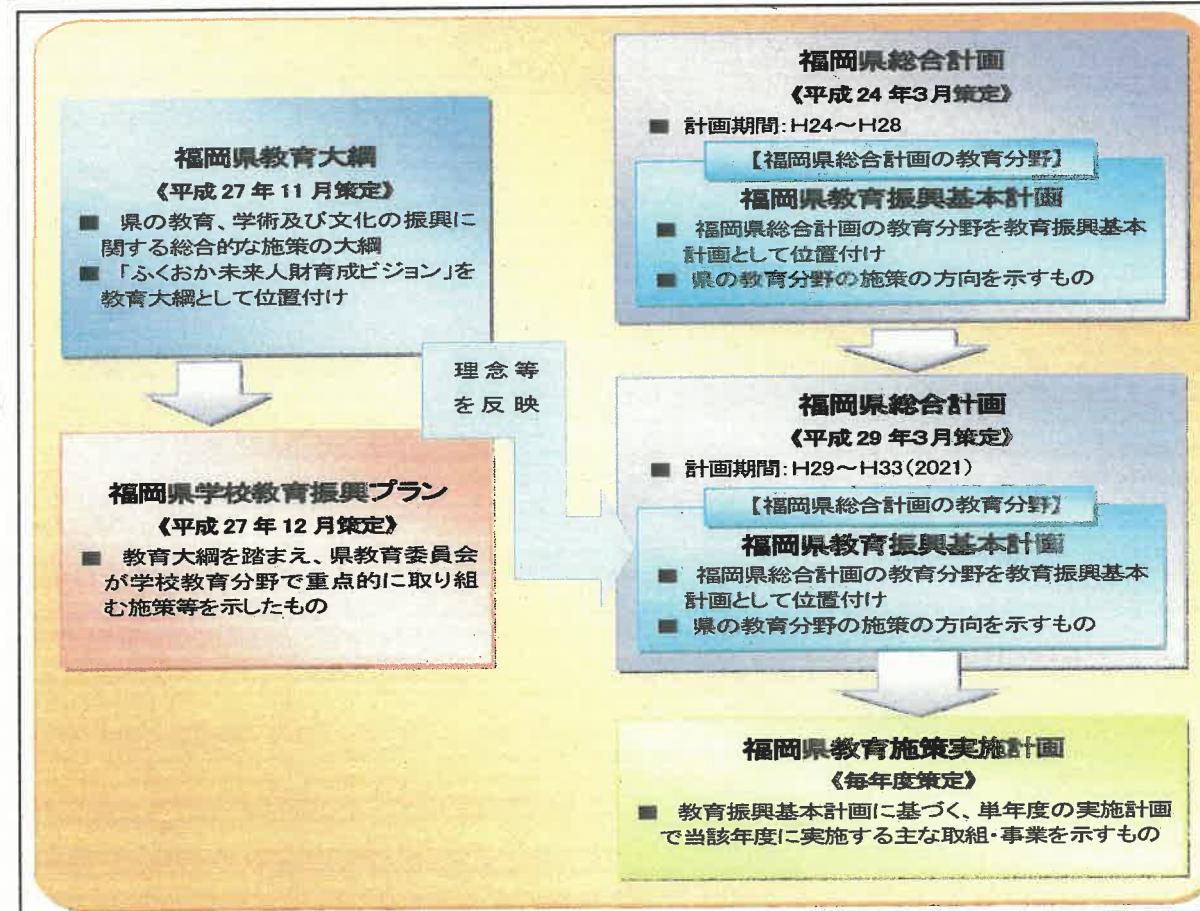
この総合計画における教育分野は、県が推し進める教育行政の指針となるものであることから、教育基本法第 17 条に定める本県の「教育振興基本計画」として位置付けることとしており、新たな総合計画の策定をもって、新たな本県の「教育振興基本計画」が策定されたこととなります。

なお、新たな「教育振興基本計画」は、平成 27 年 11 月に知事が策定した「福岡県教育大綱」と、同年 12 月に県教育委員会が策定した、「福岡県学校教育振興プラン」の理念等を反映したものとなっています。

福岡県教育施策実施計画は、本県の「教育振興基本計画」のうち教育委員会所管分野に係る単年度の実施計画として策定するものです。昨今、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、児童生徒が社会の変化に主体的に向き合つて関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育んでいくことが求められています。こうした状況を踏まえて、この実施計画を策定し、各教育施策を展開していきます。

そして、これら教育施策の執行状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるところにより、翌年度に点検及び評価を行い、県民に対する説明責任を果たすとともに、以後の教育施策への適切な反映に努めます。

■ 福岡県教育施策実施計画の位置付け



はじめに

県は平成 24 年 3 月、県民一人一人が福岡県に生まれ、生活してよかったですと実感できる「県民幸福度日本一」に向けて、目指すべき姿とこれを実現するための施策の方向を示す「福岡県総合計画」(平成 24 年度～平成 28 年度)を策定しました。そして、平成 29 年 3 月に、これまでの成果や社会経済の変化等を踏まえ、「県民幸福度日本一」への取組を更に加速させるため、新たな「福岡県総合計画」(平成 29 年度～令和 3 年度(2021))を策定しました。

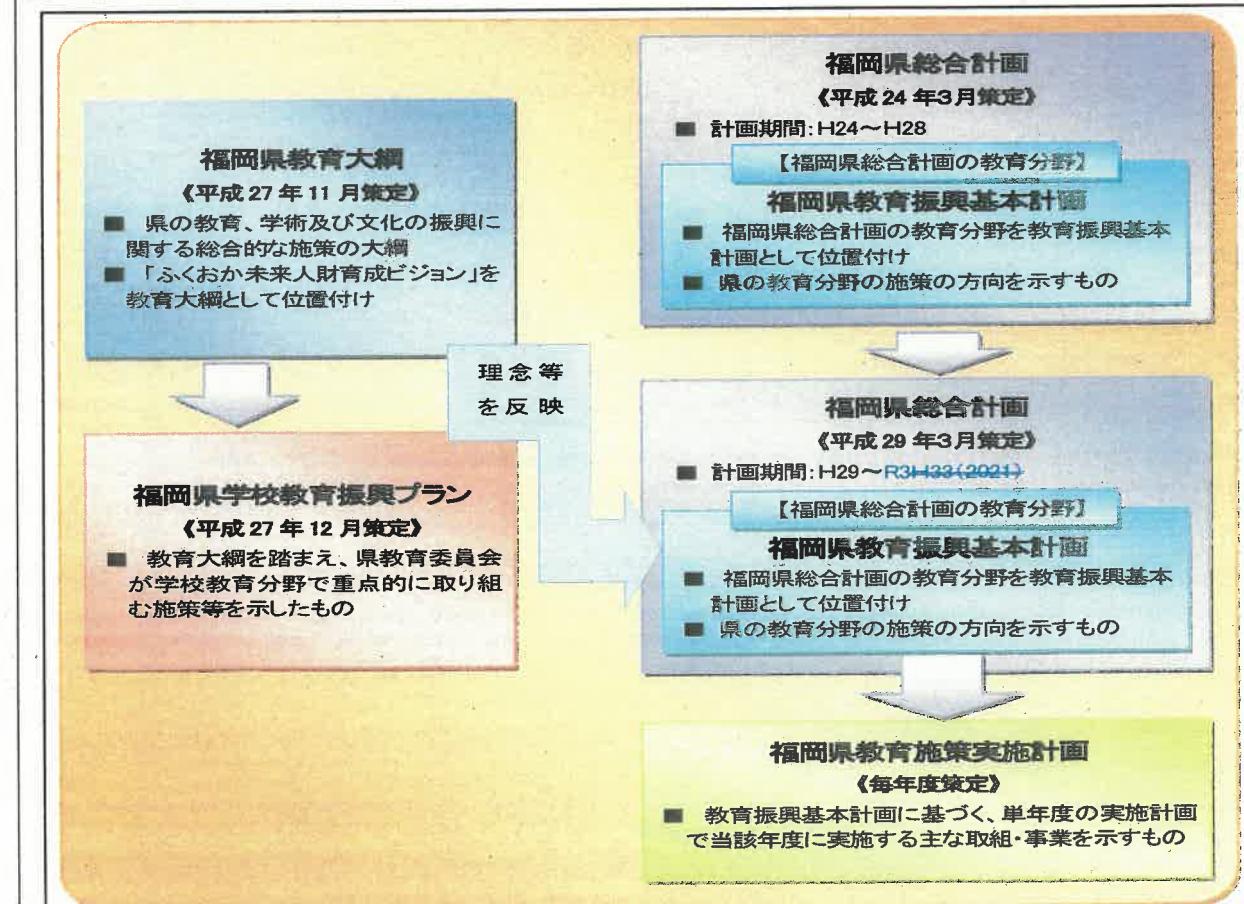
この総合計画における教育分野は、県が推し進める教育行政の指針となるものであることから、教育基本法第 17 条に定める本県の「教育振興基本計画」として位置付けることとしており、新たな総合計画の策定をもって、新たな本県の「教育振興基本計画」が策定されたこととなります。

なお、新たな「教育振興基本計画」は、平成 27 年 11 月に知事が策定した「福岡県教育大綱」と、同年 12 月に県教育委員会が策定した、「福岡県学校教育振興プラン」の理念等を反映したものとなっています。

福岡県教育施策実施計画は、本県の「教育振興基本計画」のうち教育委員会所管分野に係る単年度の実施計画として策定するものです。昨今、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、児童生徒が社会の変化に主体的に向き合つて関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育んでいくことが求められています。こうした状況を踏まえて、この実施計画を策定し、各教育施策を展開していきます。

そして、これら教育施策の執行状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるところにより、翌年度に点検及び評価を行い、県民に対する説明責任を果たすとともに、以後の教育施策への適切な反映に努めます。

■ 福岡県教育施策実施計画の位置付け



(参考) 平成30年度福岡県教育施策実施計画	令和元年度福岡県教育施策実施計画(案)	備考
<p>教育の基本目標</p> <p>教育基本法においては、教育の目的を、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者」としての国民の育成を期することとし、この目的を実現するために「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」など、5つの目標を掲げています。</p> <p>また、本県の教育大綱では、「国際的な視野を持って、地域で活躍する若者」(ふくおか未来人財)の育成を目指し、その育成のために必要な新たな視点として、「学力、体力、豊かな心」、「社会にはばたく力」及び「郷土と日本、そして世界を知る力」の3つの力を柱とする施策の方向が示されています。</p> <p>さらに、県教育委員会では、本県の教育大綱を踏まえ、福岡県学校教育振興プランにおいて、学校教育の目標を「社会的自立の基盤となる、学力、体力、豊かな心を培うとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力を育成すること」と掲げています。</p> <p>県教育委員会では、この教育基本法における教育の目標を基本に据えつつ、福岡県教育大綱及び福岡県学校教育振興プランを踏まえ、本県における「教育の基本目標」を、次のように定めています。</p> <div style="background-color: #e0f2ff; padding: 10px;"> <p>【教育の基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 真理を求め、意欲的に学ぶ態度をもち、社会的自立の基盤となる確かな学力、たくましく生きるための健康や体力、豊かな情操と道徳心を備えた県民を育成すること。 ○ 志と自律心をもち、創造性や個性に富み、生涯にわたって学ぶ県民を育成すること。 ○ 正義を愛し、他者を思いやり、共に生きる心や公共の精神に基づく強い自覚と実践力をもち、人権を尊重する県民を育成すること。 ○ 命あるものを尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する県民を育成すること。 ○ 自ら考え、多様な価値観の人々と協働し、課題を解決していく力を身に付けるとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する県民を育成すること。 ○ 文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、人類の平和と発展に貢献できる国際性豊かな県民を育成すること。 </div>	<p>教育の基本目標</p> <p>教育基本法においては、教育の目的を、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者」としての国民の育成を期することとし、この目的を実現するために「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」など、5つの目標を掲げています。</p> <p>また、本県の教育大綱では、「国際的な視野を持って、地域で活躍する若者」(ふくおか未来人財)の育成を目指し、その育成のために必要な新たな視点として、「学力、体力、豊かな心」、「社会にはばたく力」及び「郷土と日本、そして世界を知る力」の3つの力を柱とする施策の方向が示されています。</p> <p>さらに、県教育委員会では、本県の教育大綱を踏まえ、福岡県学校教育振興プランにおいて、学校教育の目標を「社会的自立の基盤となる、学力、体力、豊かな心を培うとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力を育成すること」と掲げています。</p> <p>県教育委員会では、この教育基本法における教育の目標を基本に据えつつ、福岡県教育大綱及び福岡県学校教育振興プランを踏まえ、本県における「教育の基本目標」を、次のように定めています。</p> <div style="background-color: #e0f2ff; padding: 10px;"> <p>【教育の基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 真理を求め、意欲的に学ぶ態度をもち、社会的自立の基盤となる確かな学力、たくましく生きるための健康や体力、豊かな情操と道徳心を備えた県民を育成すること。 ○ 志と自律心をもち、創造性や個性に富み、生涯にわたって学ぶ県民を育成すること。 ○ 正義を愛し、他者を思いやり、共に生きる心や公共の精神に基づく強い自覚と実践力をもち、人権を尊重する県民を育成すること。 ○ 命あるものを尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する県民を育成すること。 ○ 自ら考え、多様な価値観の人々と協働し、課題を解決していく力を身に付けるとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する県民を育成すること。 ○ 文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、人類の平和と発展に貢献できる国際性豊かな県民を育成すること。 </div>	

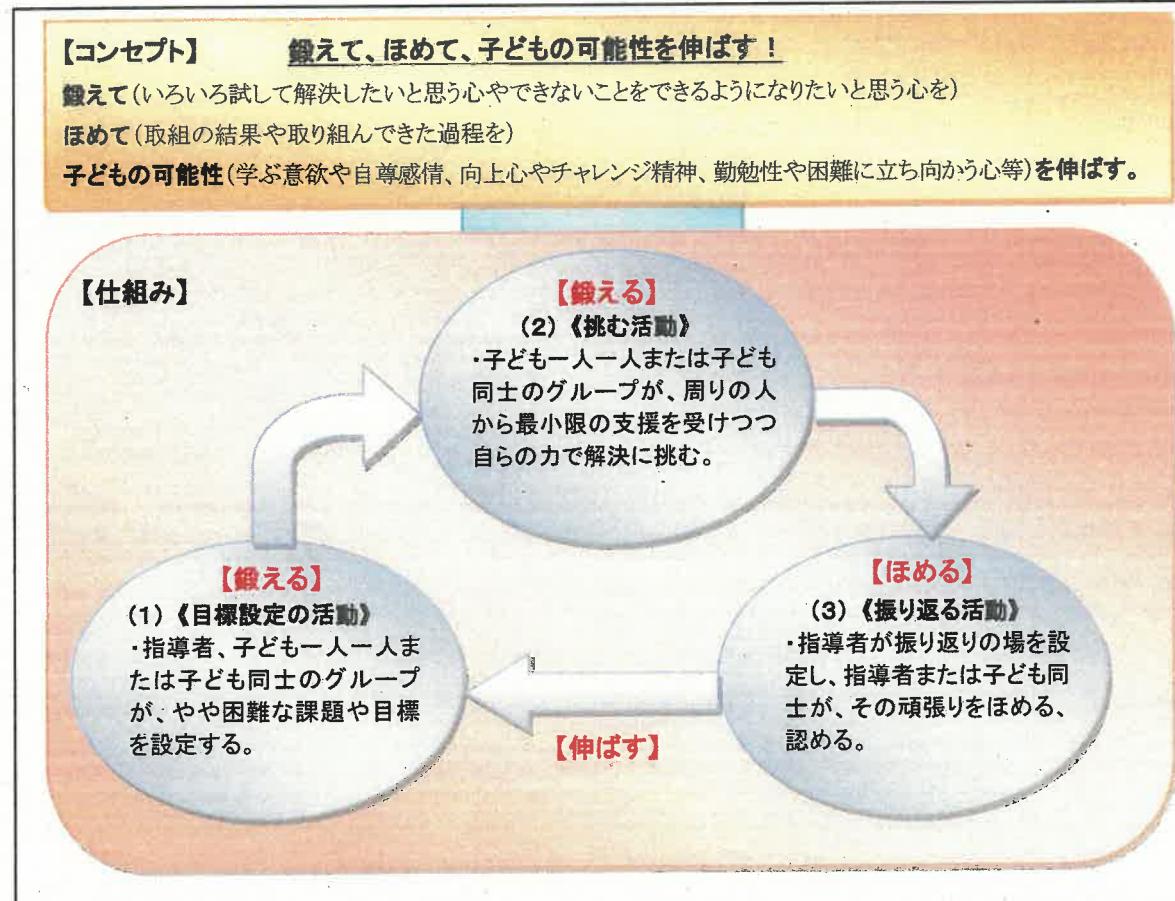
~ 福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』の展開 ~

教育は、子どもに関わる大人たちが共通の認識に立ち、同じ方向を向いて働きかけるからこそ、その効果が高まるものであり、このような視点からの取組が必要です。

このため、県教育委員会は、学校、家庭、地域が様々な教育課題を共有し、同じ方向を向いて協力し合いながら、学ぶ意欲や自尊感情、チャレンジ精神、勤勉性や逆境に立ち向かう心など、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質を育成するため、「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす」をコンセプトとした福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』を全県的に広く展開しているところです。

この『鍛ほめ福岡メソッド』を、本県の教育に関わる全ての方が共有・実践し、実効性のある取組・事業を展開していきます。

■ 「鍛ほめ福岡メソッド」



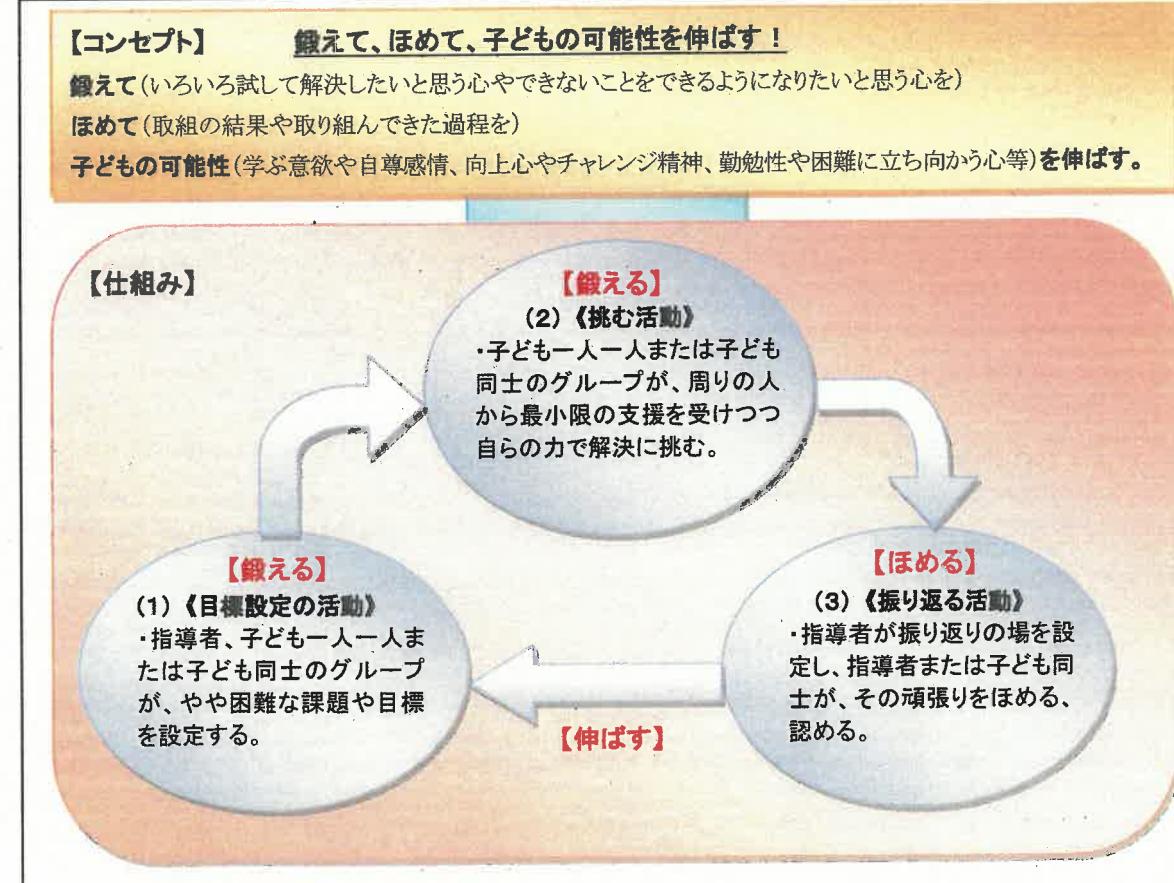
~ 福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』の展開 ~

教育は、子どもに関わる大人たちが共通の認識に立ち、同じ方向を向いて働きかけるからこそ、その効果が高まるものであり、このような視点からの取組が必要です。

このため、県教育委員会は、学校、家庭、地域が様々な教育課題を共有し、同じ方向を向いて協力し合いながら、学ぶ意欲や自尊感情、チャレンジ精神、勤勉性や逆境に立ち向かう心など、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質を育成するため、「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす」をコンセプトとした福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』を全県的に広く展開しているところです。

この『鍛ほめ福岡メソッド』を、本県の教育に関わる全ての方が共有・実践し、実効性のある取組・事業を展開していきます。

■ 「鍛ほめ福岡メソッド」



福岡県の教育施策の体系

平成30年度の教育施策は、下の表のとおり7つの柱、13の項目、28の施策に整理、体系化しています。

柱	項目	施 策	施策番号	頁
I 「学力、体力、豊かな心」を育成する	1 学力の向上	(1) 確かな学力向上のための取組の推進	施策 1	… P 6
		(1) 体力向上のための取組の推進	施策 2	… P 8
	2 体力の向上	(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり	施策 3	… P 9
		(3) 健康教育の充実	施策 4	… P 10
		(1) 道徳性を養う心の教育の充実	施策 5	… P 11
		(2) 実体験を重視した教育の推進	施策 6	… P 12
	3 豊かな心の醸成	(3) いじめや不登校等への対応	施策 7	… P 13
		(4) 少年の非行防止と健全育成	施策 8	… P 15
		(5) 幼児教育の充実	施策 9	… P 16
		(6) 読書活動の充実	施策 10	… P 17
II 「社会にはばたく力」を育成する	4 学校、家庭、地域の連携・協働	(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	施策 11	… P 18
		(2) 家庭教育支援の充実	施策 12	… P 19
		(1) 多様な教育ニーズへの対応	施策 13	… P 20
		(2) I C T を活用した教育活動の推進	施策 14	… P 21
	5 教育環境づくり	(3) 児童生徒の安全確保	施策 15	… P 22
		(4) 学校施設の整備・充実	施策 16	… P 23
		(5) 教育機会の確保	施策 17	… P 24
		(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上	施策 18	… P 25
	1 多様で特色のある能力や個性の伸長	(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実	施策 19	… P 27
		(2) 特別支援教育の推進	施策 20	… P 29
III 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する	2 キャリア教育の充実	(1) キャリア教育・職業教育の推進	施策 21	… P 31
	1 郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	(1) 国際的視野を持つ人材の育成	施策 22	… P 33
	1 生涯学習・社会教育の総合的推進	(1) 社会教育活動の推進	施策 23	… P 35
IV 生涯学習社会をつくる	2 生涯学習・社会教育環境の整備	(1) 社会教育施設の充実	施策 24	… P 36
	1 文化的振興	(1) 県民文化芸術活動の振興	施策 25	… P 37
V 県民の文化活動を盛んにする		(2) 文化財の保存・活用及び継承	施策 26	… P 38
VI 県民のスポーツ活動を盛んにする	1 大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進	施策 27	… P 39
	1 人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進	(1) 人権教育・人権啓発の推進	施策 28	… P 40

福岡県の教育施策の体系

令和元年度(2019)年度の教育施策は、下の表のとおり7つの柱、13の項目、28の施策に整理、体系化しています。

柱	項目	施 策	施策番号	頁
I 「学力、体力、豊かな心」を育成する	1 学力の向上	(1) 確かな学力向上のための取組の推進	施策 1	… P
		(1) 体力向上のための取組の推進	施策 2	… P
	2 体力の向上	(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり	施策 3	… P
		(3) 健康教育の充実	施策 4	… P
		(1) 道徳性を養う心の教育の充実	施策 5	… P
		(2) 実体験を重視した教育の推進	施策 6	… P
	3 豊かな心の醸成	(3) いじめや不登校等への対応	施策 7	… P
		(4) 少年の非行防止と健全育成	施策 8	… P
		(5) 幼児教育の充実	施策 9	… P
		(6) 読書活動の充実	施策 10	… P
II 「社会にはばたく力」を育成する	4 学校、家庭、地域の連携・協働	(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	施策 11	… P
		(2) 家庭教育支援の充実	施策 12	… P
		(1) 多様な教育ニーズへの対応	施策 13	… P
		(2) I C T を活用した教育活動の推進	施策 14	… P
	5 教育環境づくり	(3) 児童生徒の安全確保	施策 15	… P
		(4) 学校施設の整備・充実	施策 16	… P
		(5) 教育機会の確保	施策 17	… P
		(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上	施策 18	… P
	1 多様で特色のある能力や個性の伸長	(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実	施策 19	… P
		(2) 特別支援教育の推進	施策 20	… P
III 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する	2 キャリア教育の充実	(1) キャリア教育・職業教育の推進	施策 21	… P
	1 郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	(1) 国際的視野を持つ人材の育成	施策 22	… P
	1 生涯学習・社会教育の総合的推進	(1) 社会教育活動の推進	施策 23	… P
IV 生涯学習社会をつくる	2 生涯学習・社会教育環境の整備	(1) 社会教育施設の充実	施策 24	… P
	1 文化的振興	(1) 県民文化芸術活動の振興	施策 25	… P
VI 県民のスポーツ活動を盛んにする	1 大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進	施策 27	… P
	1 人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進	(1) 人権教育・人権啓発の推進	施策 28	… P
VII 人権が尊重される心豊かな社会をつくる				

平成30年度福岡県の教育施策

次ページから、平成30年度福岡県の教育施策について、下に示す構成で詳細に説明します。

柱

項目

施 策 《施策番号》

担当課

総合計画の内容

当該施策に係る総合計画の「現状・課題」及び「施策の方向」の該当箇所を記載し、当該施策を実施する背景を説明しています。

平成30年度 施策の基本的なねらい

上記「総合計画の内容」に記載の「施策の方向」、教育大綱に記載の「施策の方向」及び福岡県学校教育振興プランに記載の「重点的に取り組む施策」の内容等を踏まえ、平成30年度における施策の基本的なねらいを記載しています。

平成30年度 主な取組・事業

上記「平成30年度 施策の基本的なねらい」に関して、平成30年度に実施する取組・事業のうち、主なものについて記載しています。

指 標

当該施策の効果を把握するため、指標及び目標値を設定しています。

令和元平成31(2019)年度福岡県の教育施策

次ページから、令和元平成31(2019)年度福岡県の教育施策について、下に示す構成で詳細に説明します。

柱

項目

施 策 《施策番号》

担当課

総合計画の内容

当該施策に係る総合計画の「現状・課題」及び「施策の方向」の該当箇所を記載し、当該施策を実施する背景を説明しています。

令和元平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

上記「総合計画の内容」に記載の「施策の方向」、教育大綱に記載の「施策の方向」及び福岡県学校教育振興プランに記載の「重点的に取り組む施策」の内容等を踏まえ、令和元平成31(2019)年度における施策の基本的なねらいを記載しています。

令和元平成31(2019)年度 主な取組・事業

上記「令和元平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい」に関して、令和元平成31(2019)年度に実施する取組・事業のうち、主なものについて記載しています。

指 標

当該施策の効果を把握するため、指標及び目標値を設定しています。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

1 学力の向上

(1) 確かな学力向上のための取組の推進 《施策1》 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、
社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成28(2016)年度)では、小学校の一部の教科区分において平均正答率が全国平均を上回るなど改善傾向にあるものの、中学校においては平均正答率が全国平均を下回る状況が続いている。

<施策の方向>

- 各学校において、学力向上に係る組織的な検証改善サイクルの確立を図ります。特に、中学校における授業力の向上、意識改革、環境改善の取組みを強化します。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、小学校での基礎学力を定着させる取組み、小中学校での補充学習などを推進します。
- 学習習慣の定着や学ぶ意欲の喚起を図るため、放課後等の学習活動に取り組む市町村を支援します。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- 福岡県学力向上推進計画等の下、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成を目指します。
- 県内全小・中学校における学力実態、学習状況及び市町村の学力向上の取組状況を調査するとともに、各学校において、学力向上に係る効果的な検証改善サイクルの確立を推進します。特に、中学校の学力向上を目的としたカリキュラム・組織マネジメントの質的向上を図ります。
- 高等学校においては、学習内容の確実な定着を図るとともに、コミュニケーション能力や課題解決に必要な思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度の育成に向けた取組の更なる充実を図ります。
- 教員研修の実施や各種研究機関との協力により授業の工夫改善を図り、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。
- 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」を進め、放課後の学習支援等を実施することで、学力の向上を目指します。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
福岡県学力向上推進計画に基づく 学力向上総合推進事業の実施 <重点事業1>	県、市町村、学校が一体となり、児童生徒の学力向上、教員研修及び家庭学習充実の取組を総合的に展開することによって、確かな学力を育みます。また、県独自の学力調査(小5、中1・2)を実施するとともに、活用力育成教材集の作成や診断テストを実施します。 中学校においては学力向上推進拠点校を指定し、授業・組織運営・人材育成の一体的改善を図ります。
主体的・対話的で深い学び 推進事業の実施 <重点事業2>	生徒のコミュニケーション能力や思考力・判断力・表現力などを育成するため、言語活動の充実を図るとともに、福岡県の子どもたちが、伝統と文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間となるよう、課題の発見と解決に向けて、「福岡県立学校『新たな学びプロジェクト』」によってアクティブ・ラーニングの視点による主体的・対話的で深い学び実現のための授業改善を推進します。
地域学校協働活動事業における 放課後の学習支援等の実施	市町村における地域学校協働活動の取組を推進し、地域コーディネーターが学校との連絡・調整及び各活動の企画・推進等を総合的に行うことで学校支援、放課後の学習支援等を円滑に実施できるよう支援します。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

1 学力の向上

(1) 確かな学力向上のための取組の推進 《施策1》 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、
社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成28(2016)年度)では、小学校の一部の教科区分において平均正答率が全国平均を上回るなど改善傾向にあるものの、中学校においては平均正答率が全国平均を下回る状況が続いている。

<施策の方向>

- 各学校において、学力向上に係る組織的な検証改善サイクルの確立を図ります。特に、中学校における授業力の向上、意識改革、環境改善の取組みを強化します。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、小学校での基礎学力を定着させる取組み、小中学校での補充学習などを推進します。
- 学習習慣の定着や学ぶ意欲の喚起を図るため、放課後等の学習活動に取り組む市町村を支援します。

令和元年平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

- 福岡県学力向上推進計画等の下、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成を目指します。
- 県内全小・中学校における学力実態、学習状況及び市町村の学力向上の取組状況を調査するとともに、各学校において、学力向上に係る効果的な検証改善サイクルの確立を推進します。特に、中学校の学力向上を目的としたカリキュラム・組織マネジメントの質的向上を図ります。
- 高等学校においては、学習内容の確実な定着を図るとともに、コミュニケーション能力や課題解決に必要な思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度の育成に向けた取組の更なる充実を図ります。
- 教員研修の実施や各種研究機関との協力により授業の工夫改善を図り、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。
- 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」を進め、放課後の学習支援等を実施することで、学力の向上を目指します。

令和元年平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
福岡県学力向上推進計画に基づく 学力向上総合推進事業の実施 <重点事業1>	県、市町村、学校が一体となり、児童生徒の学力向上、教員研修及び家庭学習充実の取組を総合的に展開することによって、確かな学力を育みます。また、県独自の学力調査(小5、中1・2)を実施するとともに、活用力育成教材集の作成や診断テストを実施します。 中学校においては学力向上推進拠点校を指定し、授業・組織運営・人材育成の一体的改善を図ります。
主体的・対話的で深い学び 推進事業の実施 <重点事業2>	生徒のコミュニケーション能力や思考力・判断力・表現力などを育成するため、言語活動の充実を図るとともに、福岡県の子どもたちが、伝統と文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間となるよう、課題の発見と解決に向けて、「福岡県立学校『新たな学びプロジェクト』」によってアクティブ・ラーニングの視点による主体的・対話的で深い学び実現のための授業改善を推進します。
地域学校協働活動事業における 放課後の学習支援等の実施	市町村における地域学校協働活動の取組を推進し、地域学校協働活動推進員が学校との連絡・調整及び各活動の企画・推進等を総合的に行うことで学校支援、放課後の学習支援等を円滑に実施できるよう支援します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査における標準化得点※の教科ごとの平均値 〔小：国語、算数 中：国語、数学〕 ※標準化得点=（本県の正答数）/（全国の正答数）×100。	小 国語 100.9 算数 99.4 中 国語 99.1 数学 97.3 (H29(2017)年度)	小 国語 100 以上 算数 100 以上 中 国語 98.9 以上 数学 98.6 以上 (H33(2021)年度) ※中：就学援助率が全国平均より高い県の教科ごとの平均 (H28(2016)年度) 以上
課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの活動	授業の中で自分たちで課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う児童生徒の割合	小 71.3% (全国 75.1%) 中 66.5% (全国 71.3%) (H29(2017)年度)	全国平均以上 (H33(2021)年度)
家庭での学習習慣の定着	学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間未満の児童生徒の割合	小 37.7% (全国 35.6%) 中 36.2% (全国 30.4%) (H29(2017)年度)	全国平均以下 (H33(2021)年度)
学力向上に関する検証改善サイクルの確立	教育課程の改善を図るために一連のP D C Aサイクルを確立している学校の割合	小 24.4% (全国 28.9%) 中 21.5% (全国 25.3%) (H29(2017)年度)	全国平均以上 (H33(2021)年度)

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査における標準化得点※の教科ごとの平均値 〔小：国語、算数 中：国語、数学〕 ※標準化得点=（本県の正答数）/（全国の正答数）×100	小 国語 100.6 算数 100.0 中 国語 99.6 数学 97.5 (H30(2018)年度)	小 国語 100 以上 算数 100 以上 中 国語 98.9 以上 数学 98.6 以上 (R3H33(2021)年度) ※中：就学援助率が全国平均より高い県の教科ごとの平均 (H28(2016)年度) 以上
課題の解決に向けた取組	授業の中で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合	小 74.0% (全国 76.7%) 中 71.4% (全国 73.8%) (H30(2018)年度)	全国平均以上 (R3H33(2021)年度)
家庭での学習習慣の定着	学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間未満の児童生徒の割合	小 34.5% (全国 33.7%) 中 35.1% (全国 29.4%) (H30(2018)年度)	全国平均以下 (R3H33(2021)年度)
学力向上に関する検証改善サイクルの確立	教育課程の改善を図るために一連のP D C Aサイクルを確立している学校の割合	小 31.6% (全国 34.8%) 中 31.9% (全国 30.7%) (H30(2018)年度)	全国平均以上 (R3H33(2021)年度)

→全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)の質問項目がH30年度から変更

- I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
2 体力の向上

(1) 体力向上のための取組の推進 《施策2》

体育スポーツ健康課

総合計画の内容

<現状・課題>

- スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成28(2016)年度)では、本県の小・中学校の男女ともに体力は改善傾向が見られるものの、小学校女子及び中学校女子の体力合計点が全国平均値を下回っています。

<施策の方向>

- 子どもが運動やスポーツをする機会を充実させ、体を動かす習慣づくりに取り組みます。
- 先進的なスポーツ医・科学の知見を取り入れた授業、オリンピック・パラリンピック等を契機とした運動・スポーツへの関心を高める取組みを推進します。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ スポーツ医・科学の知見を取り入れた体育・スポーツ活動の充実やオリンピック・パラリンピック教育の推進、オリンピアン・パラリンピアンの活用等により、子どもの運動への動機付けや習慣化の促進を図り、子どもたちの体力を更に向上させます。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
福岡県体力向上総合推進事業の実施 <重点事業3>	各学校で計画的かつ継続的に「1校1取組」運動に取り組むとともに、スポーツ医・科学の知見を取り入れた授業づくりなど体育・保健体育の授業の充実・改善を図ります。 また、オリンピック・パラリンピック教育を推進するとともに、市町村のスポーツイベントや特別支援学校体育大会にオリンピアン・パラリンピアンを派遣し、様々な競技の体験教室などを実施します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
子どもの体力の向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点平均値	小男子 55.01 点(全国 54.16 点) 女子 55.88 点(全国 55.72 点) 中男子 43.26 点(全国 42.11 点) 女子 50.30 点(全国 49.97 点) (H29(2017)年度)	全区分 全国平均以上 (毎年度)
子どもの運動習慣の定着	学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合	47.4% (H29(2017)年度)	50% (H30(2018)年度)

- I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
2 体力の向上

(1) 体力向上のための取組の推進 《施策2》

体育スポーツ健康課

総合計画の内容

<現状・課題>

- スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成28(2016)年度)では、本県の小・中学校の男女ともに体力は改善傾向が見られるものの、小学校女子及び中学校女子の体力合計点が全国平均値を下回っています。

<施策の方向>

- 子どもが運動やスポーツをする機会を充実させ、体を動かす習慣づくりに取り組みます。
- 先進的なスポーツ医・科学の知見を取り入れた授業、オリンピック・パラリンピック等を契機とした運動・スポーツへの関心を高める取組みを推進します。

令和元平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ スポーツ医・科学の知見を取り入れた体育・スポーツ活動の充実やオリンピック・パラリンピック教育の推進、オリンピアン・パラリンピアンの活用等により、子どもの運動への動機付けや習慣化の促進を図り、子どもたちの体力を更に向上させます。

令和元平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
福岡県体力向上総合推進事業の実施 <重点事業3>	各学校で計画的かつ継続的に「1校1取組」運動に取り組むとともに、スポーツ医・科学の知見を取り入れた授業づくりなど体育・保健体育の授業の充実・改善を図ります。 また、オリンピック・パラリンピック教育を推進するとともに、 県立学校 にオリンピアン・パラリンピアンを派遣し、様々な競技の体験教室などを実施します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
子どもの体力の向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点平均値	小男子 55.25 点(全国 54.21 点) 女子 56.32 点(全国 55.90 点) 中男子 43.55 点(全国 42.32 点) 女子 51.25 点(全国 50.61 点) (H30(2018)年度)	全区分 全国平均以上 (毎年度)
子どもの運動習慣の定着	学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合	46.56% (H30(2018)年度)	50% (R1H31(2019)年度)

事業内容の変更による修正

(参考) 平成 30 年度福岡県教育施策実施計画				令和元年度福岡県教育施策実施計画 (案)	備考																
I 「学力、体力、豊かな心」を育成する 2 体力の向上	(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり 《施策 3》	体育スポーツ健康課	I 「学力、体力、豊かな心」を育成する 2 体力の向上	(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり 《施策 3》	体育スポーツ健康課																
<p>総合計画の内容</p> <p><現状・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本県は、中学校における運動部活動の加入率が全国平均に比べ低いこと、体育の授業以外で全く運動しない子どもの割合が高いことなど、運動・スポーツをする習慣の定着に課題があります。 <p><施策の方向></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運動部活動における適正な運営、外部指導者の活用により、その活性化や加入促進などに取り組み、生涯にわたってスポーツをする習慣の基礎づくりを推進します。 			<p>総合計画の内容</p> <p><現状・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本県は、中学校における運動部活動の加入率が全国平均に比べ低いこと、体育の授業以外で全く運動しない子どもの割合が高いことなど、運動・スポーツをする習慣の定着に課題があります。 <p><施策の方向></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運動部活動における適正な運営、外部指導者の活用により、その活性化や加入促進などに取り組み、生涯にわたってスポーツをする習慣の基礎づくりを推進します。 																		
<p>平成 30 年度 施策の基本的なねらい</p> <p>◇ 運動部活動の適正な運営や部活動指導員等を活用した指導体制づくりの推進により、それぞれの種目特有の楽しさを味わうことのできる魅力ある運動部活動を構築し、より多くの生徒が運動・スポーツを実践することを通して、体力の向上や健康の保持増進を図るなど、継続的に運動に取り組む運動習慣の定着を図ります。</p>			<p>令和元平成 31 (2019) 年度 施策の基本的なねらい</p> <p>◇ 平成 30 年 12 月に策定した「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」に則った運動部活動の適正な運営や部活動指導員等を活用した指導体制づくりの推進により、それぞれの種目特有の楽しさを味わうことのできる魅力ある運動部活動を構築し、より多くの生徒が運動・スポーツを実践することを通して、体力の向上や健康の保持増進を図るなど、継続的に運動に取り組む運動習慣の定着を図ります。</p>		文言追加																
<p>平成 30 年度 主な取組・事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組・事業名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員の指導力向上のための各種研修の充実</td> <td>教員の指導力向上を図るため、初任者・保健体育科教員及び管理職を対象にした運動部活動の適正な運営に関する研修会を実施します。</td> </tr> <tr> <td>福岡県体力向上総合推進事業における部活動指導員の配置 <重点事業 3></td> <td>より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに教職員の負担を軽減するために、中・高等学校及び特別支援学校に部活動指導員を配置し、併せて部活動指導員の指導力向上を図るために研修会を実施します。</td> </tr> </tbody> </table>	取組・事業名	概要	教員の指導力向上のための各種研修の充実	教員の指導力向上を図るため、初任者・保健体育科教員及び管理職を対象にした運動部活動の適正な運営に関する研修会を実施します。	福岡県体力向上総合推進事業における部活動指導員の配置 <重点事業 3>	より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに教職員の負担を軽減するために、中・高等学校及び特別支援学校に部活動指導員を配置し、併せて部活動指導員の指導力向上を図るために研修会を実施します。			<p>令和元平成 31 (2019) 年度 主な取組・事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組・事業名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員の指導力向上のための各種研修の充実</td> <td>教員の指導力向上を図るため、初任者・保健体育科教員及び管理職を対象にした運動部活動の適正な運営に関する研修会を実施します。</td> </tr> <tr> <td>福岡県体力向上総合推進事業における部活動指導員の配置 <重点事業 3></td> <td>より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに教職員の負担を軽減するために、中・高等学校及び特別支援学校に部活動指導員を配置し、併せて部活動指導員の指導力向上を図るために研修会を実施します。</td> </tr> </tbody> </table>	取組・事業名	概要	教員の指導力向上のための各種研修の充実	教員の指導力向上を図るため、初任者・保健体育科教員及び管理職を対象にした運動部活動の適正な運営に関する研修会を実施します。	福岡県体力向上総合推進事業における部活動指導員の配置 <重点事業 3>	より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに教職員の負担を軽減するために、中・高等学校及び特別支援学校に部活動指導員を配置し、併せて部活動指導員の指導力向上を図るために研修会を実施します。						
取組・事業名	概要																				
教員の指導力向上のための各種研修の充実	教員の指導力向上を図るため、初任者・保健体育科教員及び管理職を対象にした運動部活動の適正な運営に関する研修会を実施します。																				
福岡県体力向上総合推進事業における部活動指導員の配置 <重点事業 3>	より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに教職員の負担を軽減するために、中・高等学校及び特別支援学校に部活動指導員を配置し、併せて部活動指導員の指導力向上を図るために研修会を実施します。																				
取組・事業名	概要																				
教員の指導力向上のための各種研修の充実	教員の指導力向上を図るため、初任者・保健体育科教員及び管理職を対象にした運動部活動の適正な運営に関する研修会を実施します。																				
福岡県体力向上総合推進事業における部活動指導員の配置 <重点事業 3>	より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに教職員の負担を軽減するために、中・高等学校及び特別支援学校に部活動指導員を配置し、併せて部活動指導員の指導力向上を図るために研修会を実施します。																				
<p>指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>指標の概要</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動部活動の推進</td> <td>運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合</td> <td>48.4% (H29(2017)年度)</td> <td>50% (毎年度)</td> </tr> </tbody> </table>	指標	指標の概要	現状値	目標値	運動部活動の推進	運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合	48.4% (H29(2017)年度)	50% (毎年度)			<p>指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>指標の概要</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動部活動の推進</td> <td>運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合</td> <td>48.3% (H30(2018)年度)</td> <td>50% (毎年度)</td> </tr> </tbody> </table>	指標	指標の概要	現状値	目標値	運動部活動の推進	運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合	48.3% (H30(2018)年度)	50% (毎年度)		
指標	指標の概要	現状値	目標値																		
運動部活動の推進	運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合	48.4% (H29(2017)年度)	50% (毎年度)																		
指標	指標の概要	現状値	目標値																		
運動部活動の推進	運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合	48.3% (H30(2018)年度)	50% (毎年度)																		

- I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
2 体力の向上

(3) 健康教育の充実 《施策4》

体育スポーツ健康課

総合計画の内容

<現状・課題>

- メンタルヘルスに関する問題や性の問題行動など児童生徒の健康課題が多様化・深刻化する傾向にあります。
- 文部科学省「全国学力・学習状況調査」によると、朝食を毎日食べる子どもの割合が全国平均を下回っており、体力との相関関係が指摘されている望ましい食習慣の定着に課題があります。

<施策の方向>

- 性や心に関する悩みや不安を抱える生徒に対して専門医（産婦人科医・精神科医）による性と心の健康相談を実施するとともに、教員や保護者に対しても指導助言を行います。
- 生涯を通じて健康で活力ある生活を送ることができるよう、睡眠や食生活等の望ましい生活習慣を定着させる健康教育を推進します。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- 性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び生徒の不安や悩みの解決を図るために、学校、家庭、専門医との連携を推進します。
- 児童生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、食に関する指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を推進します。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
健康教育推進事業 (性と心の健康相談) の実施	県立高等学校等に産婦人科医及び精神科医を派遣し、生徒、教職員、保護者を対象とした講演や健康相談を実施することにより、性や心の健康問題の早期発見・早期解決に取り組みます。
食に関する指導についての研修の充実	管理職、栄養教諭などを対象とした各種研修及び栄養教諭などの資質向上のための基本研修を実施します。
子どもが作る「ふくおか弁当の日」の拡大	子どもが弁当を作ることを通して、食べ物やそれらを作ってくれる人への感謝の心を養い、自己肯定感を育むなど高い教育的効果が期待できる「ふくおか弁当の日」の普及・拡大に取り組みます。
「食育出前講座」の実施	生徒や保護者の食への意識を高め、学校と家庭が一体となった食育を推進するため、公立高等学校及びPTA団体等が開催する食育関連の研修会等へ講師を派遣します。
衛生管理及び安全な食材確保のための体制整備	衛生管理の徹底を図るため、学校給食施設へ指導者を派遣し、状況調査や改善指導を行うとともに、学校給食用食材の安全確保のために定期検査を実施します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
食に関する指導	朝食を食べる習慣が定着している児童の割合	93.0% (全国 95.4%) (H29(2017)年度)	全国平均以上 (H33(2021)年度)

- I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
2 体力の向上

(3) 健康教育の充実 《施策4》

体育スポーツ健康課

総合計画の内容

<現状・課題>

- メンタルヘルスに関する問題や性の問題行動など児童生徒の健康課題が多様化・深刻化する傾向にあります。
- 文部科学省「全国学力・学習状況調査」によると、朝食を毎日食べる子どもの割合が全国平均を下回っており、体力との相関関係が指摘されている望ましい食習慣の定着に課題があります。

<施策の方向>

- 性や心に関する悩みや不安を抱える生徒に対して専門医（産婦人科医・精神科医）による性と心の健康相談を実施するとともに、教員や保護者に対しても指導助言を行います。
- 生涯を通じて健康で活力ある生活を送ることができるよう、睡眠や食生活等の望ましい生活習慣を定着させる健康教育を推進します。

令和元平成3-1(2019)年度 施策の基本的なねらい

- 性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び生徒の不安や悩みの解決を図るために、学校、家庭、専門医との連携を推進します。
- 児童生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、食に関する指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を推進します。

令和元平成3-1(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
健康教育推進事業 (性と心の健康相談) の実施	県立高等学校等に産婦人科医及び精神科医を派遣し、生徒、教職員、保護者を対象とした講演や健康相談を実施することにより、性や心の健康問題の早期発見・早期解決に取り組みます。
食に関する指導についての研修の充実	管理職、栄養教諭などを対象とした各種研修及び栄養教諭などの資質向上のための基本研修を実施します。
子どもが作る「ふくおか弁当の日」の拡大	子どもが弁当を作ることを通して、食べ物やそれらを作ってくれる人への感謝の心を養い、自己肯定感を育むなど高い教育的効果が期待できる「ふくおか弁当の日」の普及・拡大に取り組みます。
衛生管理及び安全な食材確保のための体制整備	衛生管理の徹底を図るため、学校給食施設へ指導者を派遣し、状況調査や改善指導を行うとともに、学校給食用食材の安全確保のために定期検査を実施します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
食に関する指導	朝食を食べる習慣が定着している児童の割合	92.4% (全国 94.5%) (H30(2018)年度)	全国平均以上 (H33(2021)年度)

「食育出前講座」終了
(～H30) により削除

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
3 豊かな心の醸成

(1) 道徳性を養う心の教育の充実 《施策5》 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 「県民意識調査」によると、「郷土を愛する心や人の痛みが分かる心など道徳性を養う心の教育の充実」を望む県民が増えています。国際社会で活躍する日本人を育成するためには、伝統、文化を大切にし、それらを育んできた我が国や郷土を愛する心を育てることが必要です。

<施策の方向>

- 「特別の教科 道徳」の実施に向けて、体験活動、問題解決型学習などを取り入れ、子ども自ら考え、議論する授業への改善・充実を図ります。
- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国や郷土を愛するとともに、異文化を理解し、異なる価値観を受容して国際社会の平和と発展に貢献しようとする子どもを育てるため、先人の偉業、文化財等を題材とした指導の充実を図ります。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- 「特別の教科 道徳」の実施に向けて、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような指導の充実を図ります。
- 他人を思いやる心や、公共のためになることを大切にする心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。
- 我が国と郷土を愛する心や国際社会に貢献する心などを身に付けることができるよう、道徳の時間や各教科などの指導を推進します。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
ボランティア活動等の社会奉仕 体験活動の推進	自らを豊かにし、進んで他に奉仕しようとする態度を育てる勤労生産やボランティア精神を養う体験活動を推進します。
規範的な行動を促す道徳、 特別活動、総合的な学習の 時間等の教育活動の充実	小・中学校においては、道徳教育推進の核となる指導者を養成するとともに、「私たちの道徳」等の活用を促進します。 県立高等学校においては、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、生徒の心に響く道徳教育の充実を図ります。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
道徳教育の推進	各地域の道徳教育の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数の累計	311人 (H29(2017)年度)	360人 (H31(2019)年度)
	研修会の講師等として自校以外で活動した道徳教育地域指導者の割合	82.4% (H28(2016)年度)	85% (毎年度)

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
3 豊かな心の醸成

(1) 道徳性を養う心の教育の充実 《施策5》 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 「県民意識調査」によると、「郷土を愛する心や人の痛みが分かる心など道徳性を養う心の教育の充実」を望む県民が増えています。国際社会で活躍する日本人を育成するためには、伝統、文化を大切にし、それらを育んできた我が国や郷土を愛する心を育てることが必要です。

<施策の方向>

- 「特別の教科 道徳」の実施に向けて、体験活動、問題解決型学習などを取り入れ、子ども自ら考え、議論する授業への改善・充実を図ります。
- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国や郷土を愛するとともに、異文化を理解し、異なる価値観を受容して国際社会の平和と発展に貢献しようとする子どもを育てるため、先人の偉業、文化財等を題材とした指導の充実を図ります。

令和元平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

- 「特別の教科 道徳」の充実実施に向けて、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような授業の実現に努め指導の充実を図ります。
- 他人を思いやる心や、公共のためになることを大切にする心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。
- 我が国と郷土を愛する心や国際社会に貢献する心などを身に付けることができるよう、「特別の教科 道徳」や各教科などの指導を推進します。

令和元平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
ボランティア活動等の社会奉仕 体験活動の推進	自らを豊かにし、進んで他に奉仕しようとする態度を育てる勤労生産やボランティア精神を養う体験活動を推進します。
規範的な行動を促す道徳、 特別活動、総合的な学習の 時間等の教育活動の充実	小・中学校においては、道徳教育推進の核となる指導者を養成するとともに、「道徳教育実践ハンドブック vol.2」「私たちの道徳」等の活用を促進します。 県立高等学校においては、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を整備し、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、生徒の心に響く道徳教育の充実を図ります。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
道徳教育の推進	各地域の道徳教育の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数の累計	335人 (R1H31(2019)年度)	360人 (R1H31(2019)年度)
	研修会の講師等として自校以外で活動した道徳教育地域指導者の割合	82.7% (H29(2017)年度)	85% (毎年度)

・文言整理

・文言整理
新学習指導要領の内容
に合わせた記述に修正

・道徳科の小中学校全面
実施に伴い、各学校で道
徳科を要とした道徳教
育の一層の充実を図る
ため、平成30年3月作
成のハンドブックを明
記し、更なる活用を促進
する

文言追加

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
3 豊かな心の醸成

(2) 実体験を重視した教育の推進 《施策 6》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 子どもの生活において、異年齢の仲間や地域の大人との交流、生活体験・社会体験・自然体験などの減少が指摘されています。

<施策の方向>

- 「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす！」をコンセプトとした指導方法「鍛ほめ福岡メソッド」を積極的に取り入れた体験活動等を通して、将来に対する目的意識や社会性、命を大切にする心などを培います。

平成 30 年度 施策の基本的なねらい

- 子どもの生活習慣の定着、協調性・主体性などを育むため、地域人材を活用しながら「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた体験活動の充実を図ります。
- 社会教育施設等を活用し、体験活動の充実を図ります。

平成 30 年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
通学合宿推進事業の実施	小学校低学年(1、2年生)を対象とした通学合宿と全学年を対象とした通学合宿を実施し、基本的な生活習慣づくりのきっかけとともに、集団生活の中で子どもたちの日常的な生活技術や自発性、協調性を育みます。
県立学校集団体験活動推進事業の実施	自立や協働の精神を学びながら、社会性や他人を思いやる心、集団内の好ましい人間関係づくりと自尊感情や規範意識を育成するため、「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた集団体験活動や自然体験活動を実施します。
子どもたちの体験活動を推進する地域活動指導員設置事業の実施	子どもの体験活動などを推進するため、地域活動指導員を設置する市町村を支援します。
障がいのある子どもたち ・不登校の子どもたちの体験活動の支援	県立の社会教育施設において、障がいのある子どもたち・不登校の子どもたちを対象とした体験活動事業を実施し、将来に対する目的意識や社会性を育みます。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
通学合宿の実施	通学合宿を実施している小学校数	348 校区 /735 校区 (H29(2017)年度)	368 校区 /735 校区 (H30(2018)年度)

※ 現状値及び目標値は平成 21 年度以降新たに通学合宿を実施した校区数の累計

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(2) 実体験を重視した教育の推進 《施策 6》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 子どもの生活において、異年齢の仲間や地域の大人との交流、生活体験・社会体験・自然体験などの減少が指摘されています。

<施策の方向>

- 「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす！」をコンセプトとした指導方法「鍛ほめ福岡メソッド」を積極的に取り入れた体験活動等を通して、将来に対する目的意識や社会性、命を大切にする心などを培います。

令和元平成 31(2019) 年度 施策の基本的なねらい

- 子どもの生活習慣の定着、協調性・主体性などを育むため、地域人材を活用しながら「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた体験活動の充実を図ります。
- 各社会教育施設の特色に応じたプログラムを開発し、体験活動の充実を図ります。

令和元平成 31(2019) 年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
通学合宿推進事業の実施	小学校低学年(1、2年生)を対象とした通学合宿と全学年を対象とした通学合宿を実施し、基本的な生活習慣づくりのきっかけとともに、集団生活の中で子どもたちの日常的な生活技術や自発性、協調性を育みます。
県立学校集団体験活動推進事業の実施	自立や協働の精神を学びながら、社会性や他人を思いやる心、集団内の好ましい人間関係づくりと自尊感情や規範意識を育成するため、「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた集団体験活動や自然体験活動を実施します。
子どもたちの体験活動を推進する地域活動指導員設置事業の実施	子どもの体験活動などを推進するため、地域活動指導員を設置する市町村を支援します。
障がいのある子どもたち ・不登校の子どもたちの体験活動の支援	県立の社会教育施設において、障がいのある子どもたち・不登校の子どもたちを対象とした体験活動事業を実施し、将来に対する目的意識や社会性を育みます。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
通学合宿の実施	通学合宿を実施している小学校数	361 校区 /72335 校区 (H30(2018)年度)	362368 校区 /72335 校区 (R4H34(2022)年度)

※ 現状値及び目標値は平成 21 年度以降新たに通学合宿を実施した校区数の累計

文言整理

青少年プラン(H30~H34)の指標に合わせた内容に修正

(参考) 平成30年度福岡県教育施策実施計画

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(3) いじめや不登校等への対応 《施策7》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 平成27(2015)年度の本県におけるいじめの認知件数は、小学校1,783件、中学校970件、高等学校198件となっています。また、不登校児童生徒数については、小学校1,097件、中学校4,213件、高等学校1,984件となっており、小・中学校については増加傾向にあります。

参考：平成28(2016)年度

いじめの認知件数	小学校	…3,234件
	中学校	…1,599件
	高等学校	… 215件
小・中学校の不登校児童生徒数		…5,235人
高等学校の不登校生徒数		…2,008人
高等学校の中途退学生徒数		…1,961人

<施策の方向>

- 「いじめ防止対策推進法」、「福岡県いじめ防止基本方針」及び「福岡県いじめ問題総合対策（改訂版）」に基づき、いじめの防止、正確な認知等の取組みを更に推進します。
- 暴力行為、いじめ、不登校、中途退学等の生徒指導上の諸問題の未然防止・早期発見・早期対応に向け、一人ひとりに応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や地域との連携・協力により、学校が組織的に対応する取組みを推進します。また、学校と福祉、警察等関係機関との日常的な連携を図ります。
- 小・中学校の不登校児童・生徒が利用する教育支援センター等の指導体制整備、学習・社会体験等に対する支援を行います。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- いじめ防止対策推進法、福岡県いじめ防止基本方針及び福岡県いじめ問題総合対策（改訂版）に基づき、いじめ防止等の取組を更に推進します。
- いじめや不登校等を未然に防止し、早期に発見・対応するための取組の強化を図るとともに、外部の専門家や関係機関と連携し、学校が組織的に対応する取組を推進します。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
いじめ・不登校総合対策事業の実施 <重点事業4>	楽しく学べる学校づくりを推進するため、教育相談体制の整備・充実を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの活用や関係機関との連携により学校の組織力を高め、いじめ・不登校の予防・解消や児童生徒を取り巻く生活環境の改善を図ります。特に、不登校については、教育支援センター等への助言体制の充実を図り、不登校児童生徒を支援するネットワークの構築を進めます。

令和元年度福岡県教育施策実施計画（案）

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(3) いじめや不登校等への対応 《施策7》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 平成27(2015)年度の本県におけるいじめの認知件数は、小学校1,783件、中学校970件、高等学校198件となっています。また、不登校児童生徒数については、小学校1,097件、中学校4,213件、高等学校1,984件となっており、小・中学校については増加傾向にあります。

参考：平成29(2017)年度

いじめの認知件数	小学校	…6,432件
	中学校	…2,217件
	高等学校	… 260件
小・中学校の不登校児童生徒数		…5,641人
高等学校の不登校生徒数		…2,326人
高等学校の中途退学生徒数		…1,758人

<施策の方向>

- 「いじめ防止対策推進法」、「福岡県いじめ防止基本方針」及び「福岡県いじめ問題総合対策（改訂版）」に基づき、いじめの防止、正確な認知等の取組みを更に推進します。
- 暴力行為、いじめ、不登校、中途退学等の生徒指導上の諸問題の未然防止・早期発見・早期対応に向け、一人ひとりに応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や地域との連携・協力により、学校が組織的に対応する取組みを推進します。また、学校と福祉、警察等関係機関との日常的な連携を図ります。
- 小・中学校の不登校児童・生徒が利用する教育支援センター等の指導体制整備、学習・社会体験等に対する支援を行います。

令和元年度 平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

- いじめ防止対策推進法、福岡県いじめ防止基本方針及び福岡県いじめ問題総合対策（改訂版）に基づき、いじめ防止等の取組を更に推進します。
- いじめや不登校等を未然に防止し、早期に発見・対応するための取組の強化を図るとともに、外部の専門家や関係機関と連携し、学校が組織的に対応する取組を推進します。

令和元年度 平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
いじめ・不登校総合対策事業の実施 <重点事業4>	楽しく学べる学校づくりを推進するため、教育相談体制の整備・充実を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの活用や関係機関との連携により学校の組織力を高め、いじめ・不登校の予防・解消や児童生徒を取り巻く生活環境の改善を図ります。特に、不登校については、教育支援センター等への助言体制の充実を図り、不登校児童生徒を支援するネットワークの構築を進めます。

備考

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
不登校対策	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	小 3.9人(全国4.7人) 中 30.6人(全国31.4人) 高 14.0人(全国16.4人) (H28(2016)年度)	全国平均以下 (毎年度)
	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小 30.8%(全国29.5%) 中 29.9%(全国27.9%) 高 35.3%(全国34.2%) (H28(2016)年度)	小・中学校 全国平均以上 (毎年度)
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消した件数の割合	小 91.3%(全国91.2%) 中 87.9%(全国88.9%) 高 80.0%(全国89.4%) (H28(2016)年度)	全国平均以上 (毎年度)

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
不登校対策	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	小 4.7人(全国5.5人) 中 32.4人(全国33.8人) 高 17.8人(全国16.8人) (H29(2017)年度)	全国平均以下 (毎年度)
	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小 29.3%(全国24.9%) 中 29.4%(全国25.5%) 高 51.6%(全国37.0%) (H29(2017)年度)	小・中学校 全国平均以上 (毎年度)
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消した件数の割合	小 89.0%(全国86.4%) 中 87.7%(全国83.9%) 高 88.4%(全国84.8%) (H29(2017)年度)	高等学校 50% (毎年度)
			全国平均以上 (毎年度)

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
3 豊かな心の醸成

(4) 少年の非行防止と健全育成 《施策 8》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、
体育スポーツ健康課、社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 平成 28(2016)年の本県における刑法犯少年の検挙補導人員は 2,056 人、再犯者数は 870 人となっています。それぞれ平成 22(2010)年の 6,203 人、1,848 人から大幅に減少したものの、全国的にみると依然として高い水準にあります。近年の少年非行には、少年自身の規範意識の低下、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下など様々な背景があり、その解決には、関係機関、ボランティア団体等と連携し、社会全体で取り組むことが必要になっています。

参考：平成 29(2017)年の本県における刑法犯少年の検挙補導人員 …1,941 人（全国 6 位）
再犯者数 … 606 人（全国 6 位）

- スマートフォン等の携帯端末の普及に伴い、SNS 等が介在したいじめ、性的犯罪等の被害、長時間利用による生活リズムの乱れなどの問題が起きています。インターネットの適正利用に向けて、青少年や保護者に対する啓発などの取組みが必要になっています。

<施策の方向>

- 学校と家庭・地域が連携した児童生徒の規範意識育成の取組みの充実を図ります。
- SNS 等を介したいじめ等のトラブルから青少年を守るため、教育機関、通信事業者、NPO、行政などの官民が連携し、青少年が主体的にルール・マナーを学ぶ取組み、情報モラル等を身に付けさせる指導の充実、家庭での携帯電話・スマートフォンのルールづくりなどを推進します。

平成 30 年度 施策の基本的なねらい

- 児童生徒の非行行為の未然防止や健全育成及びインターネット等の適正な利用を推進するために、学校と警察が情報共有や啓発活動を行うとともに、学校と家庭が連携し、家庭におけるルールづくりなど児童生徒の規範意識を育成する取組の充実を図ります。
- 児童生徒の薬物乱用防止及び飲酒運転の撲滅に向けた規範意識を育成するために、体育科・保健体育科及び特別活動等を関連づけ、学校教育全体を通した指導の充実を図るとともに、家庭・地域・関係機関と連携した取組みを推進します。

平成 30 年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業の実施 <重点事業 5>	児童生徒の社会規範等に対する理解の深化や非行行為に走らない判断力や実践力、保護者の規範意識や養育に関する責任感を高めるため、「規範意識育成学習会」及び「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」を実施します。
薬物乱用防止教育の充実	教員の薬物乱用防止教育に係る指導力の向上を図るために、指導者研修会を実施するとともに、児童生徒の薬物乱用を防止するため各学校における薬物乱用防止教室の開催及び内容の充実を推進します。
飲酒運転防止教育の充実	教員の飲酒運転防止教育に係る指導力の向上を図るために、指導者研修会を実施します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
薬物乱用防止に関する指導	薬物乱用防止教室を実施している学校の割合	小 100% 中 100% 高 100% (H28(2016)年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
3 豊かな心の醸成

(4) 少年の非行防止と健全育成 《施策 8》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、
体育スポーツ健康課、社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 平成 28(2016)年の本県における刑法犯少年の検挙補導人員は 2,056 人、再犯者数は 870 人となっています。それぞれ平成 22(2010)年の 6,203 人、1,848 人から大幅に減少したものの、全国的にみると依然として高い水準にあります。近年の少年非行には、少年自身の規範意識の低下、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下など様々な背景があり、その解決には、関係機関、ボランティア団体等と連携し、社会全体で取り組むことが必要になっています。

参考：平成 30(2018)年の本県における刑法犯少年の検挙補導人員 …1,615 人（全国 6 位）
再犯者数 … 492 人（全国 6 位）

- スマートフォン等の携帯端末の普及に伴い、SNS 等が介在したいじめ、性的犯罪等の被害、長時間利用による生活リズムの乱れなどの問題が起きています。インターネットの適正利用に向けて、青少年や保護者に対する啓発などの取組みが必要になっています。

<施策の方向>

- 学校と家庭・地域が連携した児童生徒の規範意識育成の取組みの充実を図ります。
- SNS 等を介したいじめ等のトラブルから青少年を守るため、教育機関、通信事業者、NPO、行政などの官民が連携し、青少年が主体的にルール・マナーを学ぶ取組み、情報モラル等を身に付けさせる指導の充実、家庭での携帯電話・スマートフォンのルールづくりなどを推進します。

令和元年平成 31(2019) 年度 施策の基本的なねらい

- 児童生徒の非行行為の未然防止や健全育成及びインターネット等の適正な利用を推進するために、学校と警察が情報共有や啓発活動を行うとともに、学校と家庭が連携し、家庭におけるルールづくりなど児童生徒の規範意識を育成する取組の充実を図ります。
- 児童生徒の薬物乱用防止及び飲酒運転の撲滅に向けた規範意識を育成するために、体育科・保健体育科及び特別活動等を関連づけ、学校教育全体を通した指導の充実を図るとともに、家庭・地域・関係機関と連携した取組みを推進します。

令和元年平成 31(2019) 年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業の実施 <重点事業 5>	児童生徒の社会規範等に対する理解の深化や非行行為に走らない判断力や実践力、保護者の規範意識や養育に関する責任感を高めるため、「規範意識育成学習会」及び「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」を実施します。
薬物乱用防止教育の充実	教員の薬物乱用防止教育に係る指導力の向上を図るために、指導者研修会を実施するとともに、児童生徒の薬物乱用を防止するため各学校における薬物乱用防止教室の開催及び内容の充実を推進します。
飲酒運転防止教育の充実	飲酒運転防止教育に係る教員の指導力の向上を図るために、指導者研修会を実施します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
家庭・地域と連携した規範意識育成	「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」に参加した保護者の割合	小 36.836.6% 中 9.28.0% (H30(2017)年度)	小 40% 中 10% (R2H32(2020)年度)

文言整理

指標追加
過去 3 カ年の推移を基に目標値を設定

薬物乱用教室の実施：
従来の目標を達成しているため削除

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(5) 幼児教育の充実 《施策9》

義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を築く重要なものであることから、教育施設、家庭、地域において、全ての子どもに質の高い幼児教育を提供できる環境を充実させる必要があります。

<施策の方向>

- 小学校教育との円滑な接続を見据え、関係団体との連携を強化することにより、幼稚園、保育所、認定こども園での幼児教育の質の向上を図ります。
- 家庭・地域社会と連携し、幼児教育の振興、子育てに関する学習機会の充実を図ります。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、学校・家庭・地域社会と連携を図りながら、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
子育てに関する学習機会や情報提供の推進	子育てに不安を抱える保護者を対象に、電話相談「親・おや電話」を継続して設置します。また、子育てに関する様々な情報を提供するホームページ「ふくおか子育てパーク」を運営するとともに、「みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム」を開催します。
地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化	幼児教育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るために、望ましい連携の在り方や幼稚園の役割などについて情報提供を行うとともに、幼稚園等と小学校の合同研修の実施促進などの啓発を行います。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
小学校と幼稚園等の連携	幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合	50.9% (H28(2016)年度)	60% (H30(2018)年度)

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(5) 幼児教育の充実 《施策9》

義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を築く重要なものであることから、教育施設、家庭、地域において、全ての子どもに質の高い幼児教育を提供できる環境を充実させる必要があります。

<施策の方向>

- 小学校教育との円滑な接続を見据え、関係団体との連携を強化することにより、幼稚園、保育所、認定こども園での幼児教育の質の向上を図ります。
- 家庭・地域社会と連携し、幼児教育の振興、子育てに関する学習機会の充実を図ります。

令和元平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、学校・家庭・地域社会と連携を図りながら、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

令和元平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
子育てに関する学習機会や情報提供の推進	子育てに不安を抱える保護者を対象に、電話相談「親・おや電話」を継続して設置します。また、子育てに関する様々な情報を提供するホームページ「ふくおか子育てパーク」を運営するとともに、「みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム」を開催します。
地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化	幼児教育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るために、望ましい連携の在り方や幼稚園の役割などについて情報提供を行うとともに、幼稚園等と小学校の合同研修の実施促進などの啓発を行います。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
小学校と幼稚園等の連携	幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合	56.0% (H29(2017)年度)	60% (R1H31(2019)年度)

(参考) 平成30年度福岡県教育施策実施計画	令和元年度福岡県教育施策実施計画(案)	備考																								
<p>I 「学力、体力、豊かな心」を育成する 3 豊かな心の醸成</p> <p>(6) 読書活動の充実 《施策10》 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、社会教育課</p>	<p>I 「学力、体力、豊かな心」を育成する 3 豊かな心の醸成</p> <p>(6) 読書活動の充実 《施策10》 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、社会教育課</p>																									
<p>総合計画の内容</p> <p><現状・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、より一層の推進が必要です。 <p><施策の方向></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、子どもの読書活動に関する理解を促し、読書活動への関心を高めます。 ○ PTA研修会を通じた保護者への読書活動に対する理解促進やボランティア団体との連携促進等により家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動を推進します。 ○ 公立図書館及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化に取り組みます。 	<p>総合計画の内容</p> <p><現状・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、より一層の推進が必要です。 <p><施策の方向></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、子どもの読書活動に関する理解を促し、読書活動への関心を高めます。 ○ PTA研修会を通じた保護者への読書活動に対する理解促進やボランティア団体との連携促進等により家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動を推進します。 ○ 公立図書館及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化に取り組みます。 																									
<p>平成30年度 施策の基本的なねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、自主的な読書活動ができるよう環境整備を推進し、読書習慣の定着を図ります。 ◇ 公立図書館及び学校図書館等のネットワーク化や公立図書館による学校支援を推進し、子どもの読書活動の充実を図ります。 	<p>令和元平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、自主的な読書活動ができるよう環境整備を推進し、読書習慣の定着を図ります。 ◇ 公立図書館及び学校図書館等のネットワーク化や公立図書館による学校支援を推進し、子どもの読書活動の充実を図ります。 																									
<p>平成30年度 主な取組・事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組・事業名</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校図書館の活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実</td><td>学校図書館の機能の計画的な活用を促すとともに、学校全体での「全校一斉読書」や「読書の時間（10分間読書等）」などを通じて、日常的・継続的な読書活動を推進します。また、司書教諭研修会等を通じて、司書教諭などによる読書指導の充実を図ります。</td></tr> <tr> <td>市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援</td><td>市町村における子ども読書推進計画の改訂に向けて、指導・助言や情報提供を積極的に行います。</td></tr> <tr> <td>読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進</td><td>読書活動推進のために指導者やボランティア養成を目的とした講座などを実施するとともに、読書に関する事業やイベントでの活用促進を図ります。</td></tr> <tr> <td>図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進</td><td>「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館間の図書資料相互貸借及び横断検索システムの拡充に努めます。</td></tr> <tr> <td>子どもの読書活動推進事業の実施 <重点事業6></td><td>読書ボランティアや社会教育主事等から構成される読書活動応援隊を活用し、発達段階に応じた読書活動の取組を段階的・継続的に実施します。</td></tr> </tbody> </table>	取組・事業名	概要	学校図書館の活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実	学校図書館の機能の計画的な活用を促すとともに、学校全体での「全校一斉読書」や「読書の時間（10分間読書等）」などを通じて、日常的・継続的な読書活動を推進します。また、司書教諭研修会等を通じて、司書教諭などによる読書指導の充実を図ります。	市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援	市町村における子ども読書推進計画の改訂に向けて、指導・助言や情報提供を積極的に行います。	読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	読書活動推進のために指導者やボランティア養成を目的とした講座などを実施するとともに、読書に関する事業やイベントでの活用促進を図ります。	図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進	「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館間の図書資料相互貸借及び横断検索システムの拡充に努めます。	子どもの読書活動推進事業の実施 <重点事業6>	読書ボランティアや社会教育主事等から構成される読書活動応援隊を活用し、発達段階に応じた読書活動の取組を段階的・継続的に実施します。	<p>令和元平成31(2019)年度 主な取組・事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組・事業名</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校図書館の利活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実</td><td>学校図書館の機能の計画的な利活用を促すとともに、学校全体での「全校一斉読書」や「読書の時間（10分間読書等）」などを通じて、日常的・継続的な読書活動を推進します。また、司書教諭研修会等を通じて、司書教諭等による学校図書館の利用指導・読書指導等の充実を図ります。</td></tr> <tr> <td>市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援</td><td>市町村における子ども読書推進計画の改訂に向けて、指導・助言や情報提供を積極的に行います。</td></tr> <tr> <td>読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進</td><td>読書活動推進のために指導者やボランティア養成を目的とした講座などを実施するとともに、読書に関する事業やイベントでの活用促進を図ります。</td></tr> <tr> <td>図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進</td><td>「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館間の図書資料相互貸借及び横断検索システムの拡充に努めます。</td></tr> <tr> <td>子どもの読書活動推進事業の実施</td><td>読書ボランティアや社会教育主事等から構成される読書活動応援隊を活用し、発達段階に応じた読書活動の取組を段階的・継続的に実施します。</td></tr> </tbody> </table>	取組・事業名	概要	学校図書館の利活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実	学校図書館の機能の計画的な利活用を促すとともに、学校全体での「全校一斉読書」や「読書の時間（10分間読書等）」などを通じて、日常的・継続的な読書活動を推進します。また、司書教諭研修会等を通じて、司書教諭等による学校図書館の利用指導・読書指導等の充実を図ります。	市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援	市町村における子ども読書推進計画の改訂に向けて、指導・助言や情報提供を積極的に行います。	読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	読書活動推進のために指導者やボランティア養成を目的とした講座などを実施するとともに、読書に関する事業やイベントでの活用促進を図ります。	図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進	「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館間の図書資料相互貸借及び横断検索システムの拡充に努めます。	子どもの読書活動推進事業の実施	読書ボランティアや社会教育主事等から構成される読書活動応援隊を活用し、発達段階に応じた読書活動の取組を段階的・継続的に実施します。	<p>・文言整理 新学習指導要領の内容に合わせた記述に修正</p>
取組・事業名	概要																									
学校図書館の活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実	学校図書館の機能の計画的な活用を促すとともに、学校全体での「全校一斉読書」や「読書の時間（10分間読書等）」などを通じて、日常的・継続的な読書活動を推進します。また、司書教諭研修会等を通じて、司書教諭などによる読書指導の充実を図ります。																									
市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援	市町村における子ども読書推進計画の改訂に向けて、指導・助言や情報提供を積極的に行います。																									
読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	読書活動推進のために指導者やボランティア養成を目的とした講座などを実施するとともに、読書に関する事業やイベントでの活用促進を図ります。																									
図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進	「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館間の図書資料相互貸借及び横断検索システムの拡充に努めます。																									
子どもの読書活動推進事業の実施 <重点事業6>	読書ボランティアや社会教育主事等から構成される読書活動応援隊を活用し、発達段階に応じた読書活動の取組を段階的・継続的に実施します。																									
取組・事業名	概要																									
学校図書館の利活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実	学校図書館の機能の計画的な利活用を促すとともに、学校全体での「全校一斉読書」や「読書の時間（10分間読書等）」などを通じて、日常的・継続的な読書活動を推進します。また、司書教諭研修会等を通じて、司書教諭等による学校図書館の利用指導・読書指導等の充実を図ります。																									
市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援	市町村における子ども読書推進計画の改訂に向けて、指導・助言や情報提供を積極的に行います。																									
読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	読書活動推進のために指導者やボランティア養成を目的とした講座などを実施するとともに、読書に関する事業やイベントでの活用促進を図ります。																									
図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進	「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館間の図書資料相互貸借及び横断検索システムの拡充に努めます。																									
子どもの読書活動推進事業の実施	読書ボランティアや社会教育主事等から構成される読書活動応援隊を活用し、発達段階に応じた読書活動の取組を段階的・継続的に実施します。																									

- I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
4 学校、家庭、地域の連携・協働

(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備 《施策11》 高校教育課、義務教育課、
特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 近年、家族形態の変容、地域における人間関係の希薄化が進む中で、これまで家庭や地域が担ってきた子どものしつけ、基本的生活習慣、コミュニケーション能力、社会性等の習得などの教育機能が低下してきています。一方で、学校をめぐる課題が複雑化・多様化し、学校、教員だけでは解決できない課題も増えています。学校、家庭、地域が連携して子どもの育成に取り組む必要があります。

<施策の方向>

- コミュニティ・スクールや地域学校協働本部など学校・家庭・地域の連携を強化するシステムの導入を促進します。
- 地域の行事や人材（ボランティア）など多様な地域資源を活用し、地域の協力を得ながら、子どもの放課後等の活動の充実を図ります。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働本部の導入・実践に取り組む市町村を支援します。
- ◇ 学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動の取組を推進し、地域人材の協力を得て、放課後等の活動の充実を図ります。
- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、それぞれが役割と責任を負い地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
コミュニティ・スクール導入促進事業の実施 <重点事業7>	コミュニティ・スクールの導入を促進するため、未導入市町村及び学校関係者に対する研修会を実施します。また、導入済みの市町村及び学校関係者に対しては、更なる運営の充実に向けた研修会を実施し、持続可能な仕組みづくりを支援します。
地域学校協働活動事業の実施 <重点事業7>	市町村及び県立特別支援学校（小・中学部）における地域学校協働活動を推進し、地域コーディネーターが学校との連絡・調整及び各活動の企画・推進等を総合的に行うことで学校支援、放課後の学習支援等を円滑に実施します。
優れた知識・技能を有する社会人の積極的な活用促進	総合的な学習の時間、特別活動などにおける社会人の積極的な活用を促進します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	PTAや地域住民が学校の諸活動に積極的に参加している学校の割合	小70.1%（全国72.9%） 中57.0%（全国60.6%） (H29(2017)年度)	全国平均以上 (H33(2021)年度)

- I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
4 学校、家庭、地域の連携・協働

(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備 《施策11》 高校教育課、義務教育課、
特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 近年、家族形態の変容、地域における人間関係の希薄化が進む中で、これまで家庭や地域が担ってきた子どものしつけ、基本的生活習慣、コミュニケーション能力、社会性等の習得などの教育機能が低下してきています。一方で、学校をめぐる課題が複雑化・多様化し、学校、教員だけでは解決できない課題も増えています。学校、家庭、地域が連携して子どもの育成に取り組む必要があります。

<施策の方向>

- コミュニティ・スクールや地域学校協働本部など学校・家庭・地域の連携を強化するシステムの導入を促進します。
- 地域の行事や人材（ボランティア）など多様な地域資源を活用し、地域の協力を得ながら、子どもの放課後等の活動の充実を図ります。

令和元平成3-1(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働本部の導入・実践に取り組む市町村を支援します。
- ◇ 学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動の取組を推進し、地域人材の協力を得て、放課後等の活動の充実を図ります。
- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、それぞれが役割と責任を負い地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ります。

令和元平成3-1(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
コミュニティ・スクール導入促進事業の実施 <重点事業6>	コミュニティ・スクールの導入を促進するため、未導入市町村及び学校関係者に対する研修会を実施します。また、導入済みの市町村及び学校関係者に対しては、更なる運営の充実に向けた研修会を実施し、持続可能な仕組みづくりを支援します。
地域学校協働活動事業の実施 <重点事業6>	市町村及び県立特別支援学校（小・中学部）における地域学校協働活動を推進し、地域コーディネーターが学校との連絡・調整及び各活動の企画・推進等を総合的に行うことで学校支援、放課後の学習支援等を円滑に実施します。
優れた知識・技能を有する社会人の積極的な活用促進	総合的な学習の時間、特別活動などにおける社会人の積極的な活用を促進します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合	小60.8%（全国64.4%） 中40.5%（全国40.2%） (H30(2018)年度)	全国平均以上 (H33(2021)年度)

備考

・文言修正
国の表現に統一

・全国学力・学習状況調査（学校質問紙）の質問項目がH30年度から変更

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
4 学校、家庭、地域の連携・協働

(2) 家庭教育支援の充実 《施策12》

社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 近年、家族形態の変容、地域における人間関係の希薄化が進む中で、これまで家庭や地域が担ってきた子どものしつけ、基本的生活習慣、コミュニケーション能力、社会性等の習得などの教育機能が低下してきています。一方で、学校をめぐる課題が複雑化・多様化し、学校、教員だけでは解決できない課題も増えています。学校、家庭、地域が連携して子どもの育成に取り組む必要があります。

<施策の方向>

- 学校とPTA・家庭の連携・協働の強化を図るとともに、家庭教育の重要性を啓発し、また、家庭教育支援に関わる人材育成などの取組みを推進することにより、子どもの基本的生活習慣の確立を図ります。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子どもを育成する体制の整備を図ります。
- ◇ 家庭の教育力の向上に向けた取組を充実させるため、PTAとより一層の連携強化を図ります。
- ◇ 学校、家庭、地域と連携・協働した家庭での生活習慣づくりを推進するため、家庭教育支援に関わる人材育成などの取組の充実を図ります。
- ◇ 市町村における「家庭教育支援チーム」の設置を促すことで保護者が安心して子育てや家庭教育を行う地域づくりを支援します。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
PTAが主体となって取り組む「新」家庭教育宣言への支援	県PTA連合会が実施する「新」家庭教育宣言事業を支援し、親子で取り組む家庭内での生活習慣づくりやメディアに関するルールづくり等を通じて家庭の教育力向上を目指します。
家庭教育支援チーム設置事業の実施	社会教育主事、保育士等で構成される「家庭教育支援チーム」の組織化を促進し、各種検診や公民館講座等において、学力向上の基盤となる基本的生活習慣や学習習慣の確立のための学習機会の提供等を行います。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
家庭の教育力の向上	「新」家庭教育宣言を実施した小・中学校の割合	100% (H29(2017)年度)	100% (毎年度)

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
4 学校、家庭、地域の連携・協働

(2) 家庭教育支援の充実 《施策12》

社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 近年、家族形態の変容、地域における人間関係の希薄化が進む中で、これまで家庭や地域が担ってきた子どものしつけ、基本的生活習慣、コミュニケーション能力、社会性等の習得などの教育機能が低下してきています。一方で、学校をめぐる課題が複雑化・多様化し、学校、教員だけでは解決できない課題も増えています。学校、家庭、地域が連携して子どもの育成に取り組む必要があります。

<施策の方向>

- 学校とPTA・家庭の連携・協働の強化を図るとともに、家庭教育の重要性を啓発し、また、家庭教育支援に関わる人材育成などの取組みを推進することにより、子どもの基本的生活習慣の確立を図ります。

令和元平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子どもを育成する体制の整備を図ります。
- ◇ 家庭の教育力の向上に向けた取組を充実させるため、PTAとより一層の連携強化を図ります。
- ◇ 学校、家庭、地域と連携・協働した家庭での生活習慣づくりを推進するため、家庭教育支援に関わる人材育成などの取組の充実を図ります。
- ◇ 市町村における「家庭教育支援チーム」の設置を促すことで保護者が安心して子育てや家庭教育を行う地域づくりを支援します。

令和元平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
PTAが主体となって取り組む「新」家庭教育宣言への支援	県PTA連合会が実施する「新」家庭教育宣言事業を支援し、親子で取り組む家庭内での生活習慣づくりやメディアに関するルールづくり等を通じて家庭の教育力向上を目指します。
家庭教育支援チーム設置事業の実施	社会教育主事、保育士等で構成される「家庭教育支援チーム」の組織化を促進し、各種検診や公民館講座等において、学力向上の基盤となる基本的生活習慣や学習習慣の確立のための学習機会の提供等を行います。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
家庭の教育力の向上	「新」家庭教育宣言を実施した小・中学校の割合	100% (H30(2018)年度)	100% (毎年度)
	「家庭教育支援チーム」を活用して学習会等を実施した市町村の割合	91% (H30(2018)年度)	100% (R1H31(2019)年度)

・家庭教育支援の重要性が高まっていることから「家庭教育支援チーム」の活動に関する指標を設定。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
5 教育環境づくり

(1) 多様な教育ニーズへの対応 《施策13》

高校教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 社会経済のグローバル化・情報化の進展、児童生徒・学生の興味・関心や進路希望等の多様化などに伴い、様々な教育ニーズへの対応が求められています。

<施策の方向>

- 小中・中高の一貫教育、高等学校における単位制の教育、学科・コースの充実など多様な教育ニーズに応じた教育システムづくりを推進します。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の多様な興味・関心、能力・適性、進路希望などに応じた教育を展開するための積極的な改革を推進するとともに、入学者選抜制度の改善・充実を図ります。
- ◇ 県立高等学校等が各地域における人材育成の核として役割を果たし続けることができるよう、地域や時代のニーズに対応した学科・コースの構成等について研究します。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
プロジェクトチームの設置	県立高等学校の活性化を総合的かつ戦略的に推進するプロジェクトチームにおける検討を継続します。
専門学科及び特色ある学科・コースの充実	県立高等学校に対する調査やヒアリングにより、単位制の教育や科学・技術・スポーツ等の才能を伸ばす教育等の在り方を検討する観点も踏まえ、専門学科及び特色ある学科・コースの現状分析と課題の抽出を行います。
入学者選抜制度及び転編入学制度の改善	受検生の多様な個性を様々な角度から評価するため、推薦入学制度や特色化選抜制度、各校の特色に応じた学校独自の面接、作文又は実技を行う個性重視の特別試験などを実施します。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
5 教育環境づくり

(1) 多様な教育ニーズへの対応 《施策13》

高校教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 社会経済のグローバル化・情報化の進展、児童生徒・学生の興味・関心や進路希望等の多様化などに伴い、様々な教育ニーズへの対応が求められています。

<施策の方向>

- 小中・中高の一貫教育、高等学校における単位制の教育、学科・コースの充実など多様な教育ニーズに応じた教育システムづくりを推進します。

令和元平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の多様な興味・関心、能力・適性、進路希望などに応じた教育を展開するための積極的な改革を推進するとともに、入学者選抜制度の改善・充実を図ります。
- ◇ 県立高等学校等が各地域における人材育成の核として役割を果たし続けることができるよう、地域や時代のニーズに対応した学科・コースの構成等について研究します。

令和元平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
プロジェクトチームの設置	県立高等学校の活性化を総合的かつ戦略的に推進するプロジェクトチームにおける検討を継続します。
専門学科及び特色ある学科・コースの充実	県立高等学校に対する調査やヒアリングにより、専門学科及び特色ある学科・コースの現状分析と課題の抽出を行うとともに、多様な興味・関心や進路希望を持つ生徒の学習ニーズに応える定時制（多部制）単位制高等学校について、未設置地区（筑後地区・筑豊地区）への整備を検討します。
入学者選抜制度及び転編入学制度の改善	受検生の多様な個性を様々な角度から評価するため、推薦入学制度や特色化選抜制度、各校の特色に応じた学校独自の面接、作文又は実技を行う個性重視の特別試験などを実施します。

定時制（多部制）単位制高等学校の整備について検討を開始したため。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(2) ICTを活用した教育活動の推進 《施策14》

施設課、高校教育課、義務教育課、

特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 現在、ICT*があらゆる分野で活用されていることから、情報活用能力が必要不可欠になっています。今後、生活手段・学習手段としてますます重要になる情報活用能力を子どもたちに身に付けさせることが求められています。

<施策の方向>

- ICTを活用できる教育環境の整備を進め、ICTを活用した学習・指導方法の改善・効率化を図ります。

* ICT : Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報処理・通信に関連する諸分野の技術、設備、サービスの総称。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 電子黒板等のICTを活用できる教育環境の整備を進め、学習・指導方法の改善や効率化を行い、教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの充実を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
電子黒板活用実証研究事業の実施	全ての県立学校に3か年にわたり毎年1台ずつ電子黒板を配備し、指導方法の改善・効率化と教員の指導力向上を図るために実証研究を行います。また、市町村立小・中学校及び特別支援学校における電子黒板の整備を促進し、活用を支援します。
ICTを効果的に活用した授業改善に係る調査研究事業の実施	「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善に向けて、小・中学校におけるICT活用の推進体制を構築するとともに、ICTを効果的に活用した各教科等の指導方法や評価の在り方について調査研究を行います。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(2) ICTを活用した教育活動の推進 《施策14》

施設課、高校教育課、義務教育課、

特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 現在、ICT*があらゆる分野で活用されていることから、情報活用能力が必要不可欠になっています。今後、生活手段・学習手段としてますます重要になる情報活用能力を子どもたちに身に付けさせすることが求められています。

<施策の方向>

- ICTを活用できる教育環境の整備を進め、ICTを活用した学習・指導方法の改善・効率化を図ります。

* ICT : Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報処理・通信に関連する諸分野の技術、設備、サービスの総称。

令和元平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 電子黒板等のICTを活用できる教育環境の整備を進め、学習・指導方法の改善や効率化を行い、教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの充実を図ります。
- ◇ 令和2年度から小学校においてプログラミング教育が導入されるとともに、今後は小・中・高等学校を通じた系統的なプログラミング教育を柱として実施することを踏まえ、児童生徒の情報活用能力の育成に向けたプログラミング教育実施の準備と教員の指導力向上を図ります。

令和元平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
電子黒板活用実証研究事業の実施	全ての県立学校に3台ずつ配備した電子黒板を活用し、指導方法の改善・効率化と教員の指導力向上を図るために実証研究を行います。
情報活用能力向上事業の実施 <重点事業7>	小・中・高等学校を通じた系統的な情報活用能力の育成に向けて、プログラミング教育のモデルカリキュラムの作成・実践等、プログラミング教育実施の準備を行うとともに、教員の指導力向上のための研修を実施します。
ICT環境整備事業の実施 <重点事業7>	児童生徒の情報活用能力を高めるため、全県立学校の普通教室及び職員室に無線LAN環境を3か年で整備し、タブレット型パソコンを配備します。また、県立高等学校、中等教育学校及び中学校の普通教室に大型提示装置を4か年で配備します。
ICTを効果的に活用した授業改善に係る調査研究事業の実施	「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善に向けて、小・中学校におけるICT活用の推進体制を構築するとともに、ICTを効果的に活用した各教科等の指導方法や評価の在り方について調査研究を行います。

指標

指標	指標の概要	現状値		目標値
		無線LAN	8.8% (H30年度)	
県立学校におけるICT環境の整備	普通教室におけるICT環境整備率	100%	(R3年度)	100%
		13.2%	(H30年度)	

新規重点事業追加に伴う文言追加

平成30年度で配備完了したため内容変更

新規重点事業

新規重点事業

新規重点事業に伴う指標の追加

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
5 教育環境づくり

(3) 児童生徒の安全確保 《施策15》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故や子どもが被害者となる不審者等による事件が多発するなど、子どもの安全確保が重要な課題となっています。加えて、災害の発生に備え、全教職員が強い危機感をもって、組織的・計画的に安全教育を進める必要があります。

<施策の方向>

- 学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携し、学校における防犯教育や児童生徒の安全を確保する取組みの充実を図ります。
- 児童生徒が自らの判断で、安全を確保する能力を身に付ける防災教育を推進します。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 児童生徒の安全に関する現状や課題を把握し、教職員、保護者、地域及び関係機関が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の構築を図ります。
- ◇ 学校安全の三領域（生活安全・交通安全・災害安全）について先進的な指導方法や教育手法を研究し、その成果を普及することで、児童生徒の安全に関する資質・能力を育成します。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
学校安全総合支援事業 (生活安全・交通安全・災害安全) の実施 <重点事業8>	大学教授や安全教育3領域（生活安全・交通安全・災害安全）の専門家及び教育関係者等で組織した安全教育推進委員会を設置し、実効性のある学校安全教育を行う上での課題やその解決策等についての内容や方法等について協議します。 また、実践校を指定し、安全教育手法の開発・普及、安全教育アドバイザーによる指導・助言を通して、安全教育の推進等に取り組みます。 さらに、実践校の事業報告書を取りまとめ、各学校で活用できる実践事例集を作成し、研究成果の普及・啓発を図ります。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
交通安全教育の推進	交通安全教室（高等学校は二輪車安全教室を含む。）を実施している学校の割合	小 100% 中 87.4% 高 100% (H28(2016)年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)
防災教育の推進	地震に関する避難訓練の実施率	小 100% 中 100% 高 99.1% (H28(2016)年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
5 教育環境づくり

(3) 児童生徒の安全確保 《施策15》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故や子どもが被害者となる不審者等による事件が多発するなど、子どもの安全確保が重要な課題となっています。加えて、災害の発生に備え、全教職員が強い危機感をもって、組織的・計画的に安全教育を進める必要があります。

<施策の方向>

- 学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携し、学校における防犯教育や児童生徒の安全を確保する取組みの充実を図ります。
- 児童生徒が自らの判断で、安全を確保する能力を身に付ける防災教育を推進します。

令和元年平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 児童生徒の安全に関する現状や課題を把握し、教職員、保護者、地域及び関係機関が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の構築を図ります。
- ◇ 学校安全の三領域（生活安全・交通安全・災害安全）について先進的な指導方法や教育手法を研究し、その成果を普及することで、児童生徒の安全に関する資質・能力を育成します。

・国の補助事業の見直しに伴い記述を一部修正（義務）

令和元年平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
学校安全総合支援事業 (生活安全・交通安全・災害安全) の実施 <重点事業8>	大学教授や安全教育3領域（生活安全・交通安全・災害安全）の専門家及び教育関係者等で組織した安全教育推進委員会を設置し、実効性のある学校安全教育を行う上での課題やその解決策等についての内容や方法等について協議します。 また、市町村教育委員会を単位としたモデル地域を指定し、地域全体での学校安全推進体制の構築を図るとともに、県内へその仕組みを普及することにより、学校安全の取組の推進を図ります。

・国の補助事業の見直しに伴い記述を一部修正（義務）

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
交通安全教育の推進	交通安全教室（高等学校は二輪車安全教室を含む。）を実施している学校の割合	小 100% 中 100% 高 100% (H30(2018)年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)
防災教育の推進	地震に関する避難訓練の実施率	小 100% 中 100% 高 100% (H30(2018)年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(4) 学校施設の整備・充実 《施策16》

施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 県立学校施設の半数、市町村立学校施設の6割が建設後30年以上経過していることから、計画的な老朽化対策が求められます。
- 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保は極めて重要です。
- 教材は子どもたちの基礎・基本の習得や学習理解を助け、教育効果を高める上で極めて重要であり、その充実に努める必要があります。

<施策の方向>

- 県立学校については「福岡県公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理や長寿命化改修等を計画的に実施することによって、施設機能の回復・向上、バリアフリー化、教育内容への対応等を図ります。また、市町村に対しては、老朽化対策が円滑に進むよう広く情報提供を行います。
- 学校施設については、非構造部材（天井材、照明器具等）の耐震対策を推進するなど、防災機能の充実を図ります。
- 子どもたちが質の高い充実した環境の中で学ぶことができるよう、県立学校の図書館資料の充実や、教材の整備、ICT環境の整備などに取り組みます。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校施設の安全性及び快適性を確保するため、老朽化対策を推進します。
- ◇ 校務の効率化により生徒と向き合う時間を確保し、教育活動の充実を図るために、校務の情報化の推進を図ります。また、情報セキュリティの確保を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
学校施設の老朽化対策の推進	県立学校については「福岡県公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画」（平成30年3月策定）に基づき、非構造部材（天井材、照明器具等）の耐震対策を含めた改築や大規模改修などの老朽化対策を計画的に実施します。 市町村に対しては、老朽化対策が円滑に進むよう国の方針や補助制度などの情報を提供します。
校務の情報化の推進	校務の情報化を図り教育活動を充実させるため、校務用パソコンの有効活用を推進し、そのための研修の充実を図ります。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(4) 学校施設の整備・充実 《施策16》

施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 県立学校施設の半数、市町村立学校施設の6割が建設後30年以上経過していることから、計画的な老朽化対策が求められます。
- 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保は極めて重要です。
- 教材は子どもたちの基礎・基本の習得や学習理解を助け、教育効果を高める上で極めて重要であり、その充実に努める必要があります。

<施策の方向>

- 県立学校については「福岡県公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理や長寿命化改修等を計画的に実施することによって、施設機能の回復・向上、バリアフリー化、教育内容への対応等を図ります。また、市町村に対しては、老朽化対策が円滑に進むよう広く情報提供を行います。
- 学校施設については、非構造部材（天井材、照明器具等）の耐震対策を推進するなど、防災機能の充実を図ります。
- 子どもたちが質の高い充実した環境の中で学ぶことができるよう、県立学校の図書館資料の充実や、教材の整備、ICT環境の整備などに取り組みます。

令和元平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校施設の安全性及び快適性を確保するため、老朽化対策を推進します。
- ◇ 校務の効率化により生徒と向き合う時間を確保し、教育活動の充実を図るために、校務の情報化の推進を図ります。また、情報セキュリティの確保を図ります。
- ◇ 学校への空調設備は、近年の猛暑や日常生活の中で空調使用が一般化している状況等を鑑みると教育活動上必須のものであるため、県による設置・管理を行います。

令和元平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
学校施設の老朽化対策の推進	県立学校については「福岡県公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画」（平成30年3月策定）に基づき、非構造部材（天井材、照明器具等）の耐震対策を含めた改築や大規模改修などの老朽化対策を計画的に実施します。 市町村に対しては、老朽化対策が円滑に進むよう国の方針や補助制度などの情報を提供します。
校務の情報化の推進	校務の情報化を図り教育活動を充実させるため、校務用パソコンの有効活用を推進し、そのための研修の充実を図ります。
学校空調の管理	P T Aにおいて設置・管理が行われてきた空調設備について、県による管理を行います。

・PTAでの空調設置・管理を今後は県で行うため

(参考) 平成30年度福岡県教育施策実施計画	令和元年度福岡県教育施策実施計画(案)	備考
I 「学力、体力、豊かな心」を育成する 5 教育環境づくり (6) 教員の指導力・学校の組織力の向上 《施策18》 教職員課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課	I 「学力、体力、豊かな心」を育成する 5 教育環境づくり (6) 教員の指導力・学校の組織力の向上 《施策18》 教職員課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課	
総合計画の内容 <現状・課題> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校現場における様々な課題に対応していくため、幅広い視野を持ち、実践的指導力のある人材を確保していく必要があります。 ● 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や英語教育等の新たな課題に対応した教員の指導力向上が求められています。 ● 学校現場を取り巻く環境が複雑化・困難化するとともに、学校に求められる役割が拡大・多様化しています。このため、教員が子どもと直接向き合う時間の確保が求められています。また、教員の長時間勤務が大きな課題となっています。 ● 病気により休職している教職員のうち、精神性疾患を理由とする休職者の割合は、依然として60%前後の割合で推移しています。 <施策の方向> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優秀な教員を採用していくため、採用試験の工夫改善、大学等と連携した教員養成の充実に努めます。 ○ キャリアステージに対応した教員研修体系を改善し、各種研修の充実を図ります。 ○ スクールカウンセラー等多様な専門スタッフの活用により、学校の組織力を高め、教員が子どもの指導に専念できる環境の整備を進めます。 ○ 校長のリーダーシップの下、教職員等が連携・協働し、学校全体で様々な課題に組織的に取り組んでいく体制づくりを推進します。 ○ 校務支援システムの導入による業務の効率化など、学校の業務改善に取り組みます。 ○ 教職員が指導上の悩み、ストレスに適切に対応し、健全な心身をもって、教育活動を行うことができるよう、教職員のメンタルヘルス対策の充実を図ります。 	総合計画の内容 <現状・課題> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校現場における様々な課題に対応していくため、幅広い視野を持ち、実践的指導力のある人材を確保していく必要があります。 ● 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や英語教育等の新たな課題に対応した教員の指導力向上が求められています。 ● 学校現場を取り巻く環境が複雑化・困難化するとともに、学校に求められる役割が拡大・多様化しています。このため、教員が子どもと直接向き合う時間の確保が求められています。また、教員の長時間勤務が大きな課題となっています。 ● 病気により休職している教職員のうち、精神性疾患を理由とする休職者の割合は、依然として60%前後の割合で推移しています。 <施策の方向> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優秀な教員を採用していくため、採用試験の工夫改善、大学等と連携した教員養成の充実に努めます。 ○ キャリアステージに対応した教員研修体系を改善し、各種研修の充実を図ります。 ○ スクールカウンセラー等多様な専門スタッフの活用により、学校の組織力を高め、教員が子どもの指導に専念できる環境の整備を進めます。 ○ 校長のリーダーシップの下、教職員等が連携・協働し、学校全体で様々な課題に組織的に取り組んでいく体制づくりを推進します。 ○ 校務支援システムの導入による業務の効率化など、学校の業務改善に取り組みます。 ○ 教職員が指導上の悩み、ストレスに適切に対応し、健全な心身をもって、教育活動を行うことができるよう、教職員のメンタルヘルス対策の充実を図ります。 	
平成30年度 施策の基本的なねらい <ul style="list-style-type: none"> ◇ 正規教員の割合が低い状況を改善し、優秀な教員を確保するため、採用試験の工夫改善を行うとともに、教員の適切な評価により、人材育成・能力開発や適材適所の人事配置を図ります。 ◇ キャリアステージに応じた研修体系の見直しや校内研修・自主研修の推進、大学や教職大学院等と連携した研修等の充実を図ります。 ◇ 校長のリーダーシップ等のマネジメント能力や教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策など、教員に対するサポート体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導や支援の徹底を図ります。 ◇ 教員としての使命感や社会性、専門的知識・技能を高めるための研修の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策など教員に対するサポート体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導や支援の徹底を図ります。 ◇ 教職員が担うべき業務に専念できるよう、勤務時間管理の適正化や学校現場における業務改善、校務支援システムの導入などに取り組み、教職員の働き方改革を進めます。 	令和元年(2019)年度 施策の基本的なねらい <ul style="list-style-type: none"> ◇ 正規教員の割合が低い状況を改善し、優秀な教員を確保するため、採用試験の工夫改善を行うとともに、教員の適切な評価により、人材育成・能力開発や適材適所の人事配置を図ります。 ◇ キャリアステージに応じて求められる資質・能力を明確にした教職員育成指標に基づき、研修を実施するとともに、校内研修・自主研修の推進、大学や教職大学院等と連携した研修等の充実を図ります。 ◇ 校長のリーダーシップ等のマネジメント能力や教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策など、教員に対するサポート体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導や支援の徹底を図ります。 ◇ 教員としての使命感や社会性、専門的知識・技能を高めるための研修の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策など教員に対するサポート体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導や支援の徹底を図ります。 ◇ 教職員が担うべき業務に専念できるよう、勤務時間管理の適正化や学校現場における業務改善、校務支援システムの活用により校務を情報化することによる効率化等するとともに、教職員の働き方改革を進めます。 	新研修体系に基づき研修を開始するため 上記と同じ内容のため削除 導入完了し、運用開始したため表現変更 新規重点事業追加に伴う文言修正

- II 「社会にはばたく力」を育成する
1 多様で特色のある能力や個性の伸長

(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実 《施策19》 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、
体育スポーツ健康課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 科学技術の発展、グローバル化や情報化など変化の激しい社会において、これから社会を支える意志と実践力を持った子どもの育成が求められます。
- 子どもが困難な課題に直面したとき、既存の発想にとらわれず、課題に対して柔軟に向き合い、新しい解決方法を考えていくことが必要です。

<施策の方向>

- 子どもが自律的に成長するための原動力となる学ぶ意欲、自尊感情等を育むため、「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす！」をコンセプトとした指導方法「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた教育活動を推進します。
- 科学技術等における次代を担う人材を育成する取組みなどを通して、子どもたちが持つ多様で特色ある能力や個性の伸長を図ります。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 個に応じた指導のための指導方法や指導体制の工夫改善、校内での研修を行います。
- ◇ 「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた、学力・体力等の能力伸長の基礎となる資質・態度を育成する教育活動を推進します。
- ◇ グローバル化の進展、科学技術の発展、少子化・高齢化及び情報化などが急速に進む中で、これから社会を支える意志と実践力をもった児童生徒を育てる教育の充実を図ります。

- II 「社会にはばたく力」を育成する
1 多様で特色のある能力や個性の伸長

(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実 《施策19》 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、
体育スポーツ健康課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 科学技術の発展、グローバル化や情報化など変化の激しい社会において、これから社会を支える意志と実践力を持った子どもの育成が求められます。
- 子どもが困難な課題に直面したとき、既存の発想にとらわれず、課題に対して柔軟に向き合い、新しい解決方法を考えていくことが必要です。

<施策の方向>

- 子どもが自律的に成長するための原動力となる学ぶ意欲、自尊感情等を育むため、「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす！」をコンセプトとした指導方法「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた教育活動を推進します。
- 科学技術等における次代を担う人材を育成する取組みなどを通して、子どもたちが持つ多様で特色ある能力や個性の伸長を図ります。

令和元年(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 個に応じた指導のための指導方法や指導体制の工夫改善、校内での研修を行います。
- ◇ 「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた、学力・体力等の能力伸長の基礎となる資質・態度を育成する教育活動を推進します。
- ◇ グローバル化の進展、科学技術の発展、少子化・高齢化及び情報化などが急速に進む中で、これから社会を支える意志と実践力をもった児童生徒を育てる教育の充実を図ります。

II 「社会にはばたく力」を育成する
1 多様で特色のある能力や個性の伸長

(2) 特別支援教育の推進 《施策20》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいのある子どもたちの自立と社会参加を推進していくことが一層強く求められています。
- 本県では、特別支援学校に在籍する子どもの数が一貫して増加傾向にあります。また、特別支援学級に在籍する子どもの数や通級による指導を受けている子どもの数も増加傾向にあります。

<施策の方向>

- 特別支援教育を推進するための中長期的な計画を策定し、インクルーシブ教育システムの構築、就学前から卒業後まで一貫した継続性のある指導・支援の充実、教育環境の整備、教職員の専門性の向上及び特別支援教育推進体制の整備・充実などに取り組みます。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、就学前から学校卒業後までを見通した、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。
- ◇ 障がいのある子どもが安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と組織体制の整備を図ります。

II 「社会にはばたく力」を育成する
1 多様で特色のある能力や個性の伸長

(2) 特別支援教育の推進 《施策20》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいのある子どもたちの自立と社会参加を推進していくことが一層強く求められています。
- 本県では、特別支援学校に在籍する子どもの数が一貫して増加傾向にあります。また、特別支援学級に在籍する子どもの数や通級による指導を受けている子どもの数も増加傾向にあります。

<施策の方向>

- 特別支援教育を推進するための中長期的な計画を策定し、インクルーシブ教育システムの構築、就学前から卒業後まで一貫した継続性のある指導・支援の充実、教育環境の整備、教職員の専門性の向上及び特別支援教育推進体制の整備・充実などに取り組みます。

令和元年(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、就学前から学校卒業後までを見通した、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。
- ◇ 障がいのある子どもが安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と組織体制の整備を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
特別支援学校の教育環境の整備	「県立特別支援学校の今後の整備方針について」(平成28年11月策定)に基づき、県立特別支援学校の整備を推進します。
特別支援学校医療的ケア体制整備事業の実施	県立特別支援学校に通学する日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護職員の配置などを行い、安全に教育を受けられる環境を整備します。また、人工呼吸器等を装着した児童生徒についても、看護職員による保護者負担の一部軽減を図ります。
発達障がい児等教育継続支援事業の実施	幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるようになります。
高等・中等教育学校における特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする生徒に対し、適切な支援を行うための手立てを示した「サポートヒントシート」や特別支援教育ボランティアの活用、特別支援教育コーディネーター研修会の充実等を通して、特別支援教育の一層の充実を図ります。
高等学校等特別支援教育推進事業の実施	県立高等学校及び中等教育学校後期課程において、特別支援教育支援員を配置することを通して、特別な支援を必要とする生徒に対して、学習支援や介助等を行い、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の一層の充実を図ります。
高等学校等通級指導推進事業の実施	県内4地区に1校ずつ拠点校を設け、県立高等学校及び中等教育学校後期課程に在籍する発達障がい等のある生徒を対象に、障がいの状態に応じた特別の指導を行う通級指導教員を配置することで、通級による指導を進めます。
特別支援学校専門スタッフ強化事業の実施	特別支援学校において、医療・保健・心理等に関する専門スタッフを配置・活用することにより、専門性と組織力の強化を図るとともに、地域内の小・中学校等に在籍する障がいのある子どもに対する相談・支援機能の充実を図ります。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
特別支援教育体制の整備	公立の幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校において、特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒に対する①個別の指導計画及び②個別の教育支援計画の作成の割合	① 82.9% ② 81.1% (H28(2016)年度)	① 100% ② 100% (H33(2021)年度)

令和元平成3-1(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
特別支援学校の教育環境の整備	「県立特別支援学校の今後の整備方針について」(平成28年11月)及び「県立特別支援学校設置計画」(平成31年2月)に基づき、県立特別支援学校の整備を推進します。
特別支援学校医療的ケア体制整備事業の実施	県立特別支援学校に通学する日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護職員の配置などを行い、安全に教育を受けられる環境を整備します。また、人工呼吸器等を装着した児童生徒に対する医療的ケアを継続して実施します。
発達障がい児等教育継続支援事業の実施	幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるようになります。
高等・中等教育学校における特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする生徒に対し、適切な支援を行うための手立てを示した「サポートヒントシート」や特別支援教育ボランティアの活用、特別支援教育コーディネーター研修会の充実等を通して、特別支援教育の一層の充実を図ります。
高等学校等特別支援教育推進事業の実施	県立高等学校及び中等教育学校後期課程において、特別支援教育支援員を配置することを通して、特別な支援を必要とする生徒に対して、学習支援や介助等を行い、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の一層の充実を図ります。
高等学校等通級指導推進事業の実施	県内4地区に1校ずつ拠点校を設け、県立高等学校及び中等教育学校後期課程に在籍する発達障がい等のある生徒を対象に、障がいの状態に応じた特別の指導を行う通級指導教員を配置することで、通級による指導を進めます。
特別支援学校専門スタッフ強化事業の実施	特別支援学校において、医療・保健・心理等に関する専門スタッフを配置・活用することにより、専門性と組織力の強化を図るとともに、地域内の小・中学校等に在籍する障がいのある子どもに対する相談・支援機能の充実を図ります。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
特別支援教育体制の整備	公立の幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校等において、特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒に対する①個別の指導計画及び②個別の教育支援計画の作成の割合	① 94.295.2% ② 93.691.7% (H30(2017)年度)	① 100% ② 100% (R3H33(2021)年度)

・新たに設置計画を決定したため。
※整備方針に記載されている新設以外の整備があるため、整備方針についても継続して記入している。

・義務教育学校・中等教育学校も含むため。
※H30計画の数値(H28現状値)にも含まれている。

II 「社会にはばたく力」を育成する

2 キャリア教育の充実

(1) キャリア教育・職業教育の推進 《施策21》 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 変化の激しい社会の中で、子どもが希望を持って、自立的に自分の未来を切り拓いていくためには変化に対応していく力と態度を育成することが重要であり、仕事を通して生きることの意味を考えさせ、社会で自立していく力を身に付けるためのキャリア教育・職業教育が求められています。

<施策の方向>

- 地域の企業・経済団体等と連携して、子どもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立した生き方を考えさせるためのキャリア教育、各地域のニーズに応じた職業教育を推進します。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- △ 様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力を身に付け、生涯にわたって社会的・職業的自立ができるよう、地元の企業・経済団体と連携したキャリア教育の充実を図ります。
- △ 企業が求める実践的な人材育成、継続的な育成環境を整えるため、地域の企業や市町村等と連携し、地域産業のニーズに応じた新たな教育内容の取入れを図ります。

II 「社会にはばたく力」を育成する

2 キャリア教育の充実

(1) キャリア教育・職業教育の推進 《施策21》 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 変化の激しい社会の中で、子どもが希望を持って、自立的に自分の未来を切り拓いていくためには変化に対応していく力と態度を育成することが重要であり、仕事を通して生きることの意味を考えさせ、社会で自立していく力を身に付けるためのキャリア教育・職業教育が求められています。

<施策の方向>

- 地域の企業・経済団体等と連携して、子どもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立した生き方を考えさせるためのキャリア教育、各地域のニーズに応じた職業教育を推進します。

令和元年(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力を身に付け、生涯にわたって社会的・職業的自立ができるよう、地元の企業・経済団体と連携したキャリア教育の充実を図ります。
- ◇ 企業が求める実践的な人材育成、継続的な育成環境を整えるため、地域の企業や市町村等と連携し、地域産業のニーズに応じた新たな教育内容の取入れを図ります。

備考

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
地域の企業・経済団体等と連携したインターンシップ等の推進	小・中学校においては、各学校におけるキャリア教育推進のため、事前・事後の学習を充実して、職場体験活動を実施します。また、各種経済団体等との連携を深め、県立学校への出前講座や高校生等を対象としたインターンシップの受入れの拡充・充実を図ります。
県立高校・特別支援学校キャリア教育支援事業の実施	県立高校においては、望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、進路を主体的に選択できるよう、インターンシップの取組を推進します。 また、知的障がい特別支援学校高等部にデュアルシステム支援員を配置し、学校と企業が密接に連携しながら繰り返し実習を行うデュアルシステム型現場実習を推進します。
未来を切り拓く人材育成事業の実施	県立学校において、他者と協働しながら体験的で創造的な活動を伴う取組を実施します。この経験を通じて、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度を育成します。
県立工業高校産業人材育成事業の実施	産学官が連携して、企業における訓練等を通して、先端成長産業をはじめ幅広い産業に対応できる、高度な技術や実践的なものづくり技能を持つ人材を育成します。
新規高卒者の就職支援の充実	学校を挙げての求人開拓や生徒面談等の充実による各学校での支援の強化を図るとともに、新規高卒者就職面談会等の関係機関と連携した取組を実施します。
地域産業教育連携推進事業の実施	地域の企業や職業訓練施設と連携し、企業の技術者を講師として高校に招へいしたり、生徒が企業等の施設設備を活用した実習を行うなど、学校外部の資源を活用した実践的な専門教育を実施します。
高校生みらい支援事業の実施	県立学校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯等を中心に進路支援が必要な生徒に対し、自らの適性についての認識や将来の展望及び職業に対する意識を高めさせ、生徒の進路実現を支援します。
特別支援学校技能検定事業の実施 <重点事業13>	特別支援学校高等部生徒の就職意欲を高めるとともに、企業等に雇用を促すため、企業団体と連携して開発した認定資格を授与する技能検定を実施します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
キャリア体験活動の実施	県立高等学校における職業や進路研究等に関する体験活動への参加率	—	100% (H33(2021)年度)
就職意欲の向上	県立知的障がい特別支援学校高等部における就職希望率	42.7% (H28(2016)年度)	50% (H33(2021)年度)

令和元平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
地域の企業・経済団体等と連携したインターンシップ等の推進	小・中学校においては、各学校におけるキャリア教育推進のため、事前・事後の学習を充実して、職場体験活動を実施します。また、各種経済団体等との連携を深め、県立学校への出前講座や高校生等を対象としたインターンシップの受入れの拡充・充実を図ります。
県立高校・特別支援学校キャリア教育支援事業の実施	県立高校においては、望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、進路を主体的に選択できるよう、インターンシップの取組を推進します。 また、県立特別支援学校においては、卒業後の社会的・職業的自立に向け、基盤となる能力や態度を育てるとともに、学校と企業関係者、労働・福祉等の関係機関との連携強化を図り、実習先・進路先の開拓等を進めます。
未来を切り拓く人材育成事業の実施	県立学校において、他者と協働しながら体験的で創造的な活動を伴う取組を実施します。この経験を通じて、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度を育成します。
県立工業高校産業人材育成事業の実施	産学官が連携して、企業における訓練等を通して、先端成長産業をはじめ幅広い産業に対応できる、高度な技術や実践的なものづくり技能を持つ人材を育成します。
新規高卒者の就職支援の充実	学校を挙げての求人開拓や生徒面談等の充実による各学校での支援の強化を図るとともに、新規高卒者就職面談会等の関係機関と連携した取組を実施します。
地域産業教育連携推進事業の実施	地域の企業や職業訓練施設と連携し、企業の技術者を講師として高校に招へいしたり、生徒が企業等の施設設備を活用した実習を行うなど、学校外部の資源を活用した実践的な専門教育を実施します。
高校生みらい支援事業の実施	県立学校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯等を中心に進路支援が必要な生徒に対し、自らの適性についての認識や将来の展望及び職業に対する意識を高めさせ、生徒の進路実現を支援します。
特別支援学校技能検定事業の実施 <重点事業14>	特別支援学校高等部生徒の就職意欲を高めるとともに、企業等に雇用を促すため、企業団体と連携して開発した認定資格を授与する技能検定を実施します。
専門高校生スーパーキャリアハイスクール事業の実施	産学官連携の協議会を設置し、外部講師による授業や企業と連携した実践的な学習を通して、地域産業を担う高度な知識・技能を持った人材を育成します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
キャリア体験活動の実施	県立高等学校における職業や進路研究等に関する体験活動への参加率	89.338.5% (H30(2017)年度)	100% (R3H33(2021)年度)
就職意欲の向上	県立知的障がい特別支援学校高等部における就職希望率	44.348.8% (H30(2017)年度)	50% (R3H33(2021)年度)

・H30でデュアルシステム支援員の配置が終了したため。

・平成31年度新規重点全額国庫のため、暫定予算に計上されています。

Ⅲ 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
1 郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解

(1) 国際的視野を持つ人材の育成 《施策 22》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 福岡県が発展していくためには、国際的な広い視野を備え、地域社会に貢献できるような人材、地域に根差したグローバルリーダー（いわゆるグローカル人材）を育成していくことが求められています。
- 異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と協調していくためには、外国語能力、とりわけ実践的な英語力を身に付けることが必要です。

<施策の方向>

- グローバル化等の変化の激しい社会を生き抜くためには、新しい価値を生み出す創造性やチャレンジ精神等が求められます。このため、大学、企業等と連携し、創造力を育成する学習や体験活動を通して、子ども達に困難な課題を解決する能力やコミュニケーション能力等を身に付けさせます。
- 子どもの英語でのコミュニケーション能力を育成するため、英語ディベート活動、プレゼンテーション活動等を実施するとともに、早期化・教科化する小学校での英語教育に対応した指導体制の整備に取り組みます。

平成 30 年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 英語教員の英語力向上を図るとともに、「聞く・読む・話す・書く」の4つの技能を総合的に育成する授業改善を進め、グローバル化に対応した英語教育の充実を図ります。
- ◇ 学習指導要領改訂に伴う小学校における英語教育の教科化に向け、教員の英語力・指導力の向上及び効果的な指導体制の整備を進めます。

Ⅲ 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
1 郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解

(1) 国際的視野を持つ人材の育成 《施策 22》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 福岡県が発展していくためには、国際的な広い視野を備え、地域社会に貢献できるような人材、地域に根差したグローバルリーダー（いわゆるグローカル人材）を育成していくことが求められています。
- 異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と協調していくためには、外国語能力、とりわけ実践的な英語力を身に付けることが必要です。

<施策の方向>

- グローバル化等の変化の激しい社会を生き抜くためには、新しい価値を生み出す創造性やチャレンジ精神等が求められます。このため、大学、企業等と連携し、創造力を育成する学習や体験活動を通して、子ども達に困難な課題を解決する能力やコミュニケーション能力等を身に付けさせます。
- 子どもの英語でのコミュニケーション能力を育成するため、英語ディベート活動、プレゼンテーション活動等を実施するとともに、早期化・教科化する小学校での英語教育に対応した指導体制の整備に取り組みます。

令和元年(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 英語教員の英語力向上を図るとともに、「聞く・読む・話す・書く」の4つの技能を総合的に育成する授業改善を進め、グローバル化に対応した英語教育の充実を図ります。
- ◇ 学習指導要領改訂に伴う小学校における英語教育の教科化に向け、教員の英語力・指導力の向上及び効果的な指導体制の整備を進めます。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
世界に挑む人材育成事業の実施	海外の高等学校への留学の経費支援や留学説明会を実施し、将来、世界を舞台に活躍し、国際社会の持続的発展を支える優れた人材を育成します。
ふくおかグローバルハイスクール事業の実施	大学・企業・行政や国際機関等と連携しながら、課題解決能力を高めるとともに、高校生に国際的教養を身に付けさせ、国際的に活躍できる人材を育成します。
グローバル化に対応した英語教育の推進 <重点事業14>	<p>小学校においては、英語力・指導力の高い教員を育成する研修を実施するとともに、専科教員を活用し各市町村における英語教育推進体制の整備に取り組みます。</p> <p>中学校においては、中学3年生に対する英検IBAの実施や英語スピーチコンテストを開催し、英語力の高い生徒を育成します。</p> <p>高等学校においては、英語活動指導員を配置して英語以外の教科（理数科目等）における英語イマージョン教育を実施し、課題解決力及び実践的英語コミュニケーション力を育成します。また、大学入試改革に向けた4技能型の授業改善に活用するため、生徒に対し英検等外部検定試験の受験費用の助成及び4技能を測る高校入試への改善に向けた調査・研究を行います。</p> <p>さらに、中・高等学校の教員のTOEICや英検準1級以上の受験を支援し、英語教員の英語力を高めます。</p> <p>このほか、高等学校英語教員の海外派遣や、外国語指導助手（ALT）の配置など、グローバル化に対応した英語教育の指導体制を整備します。</p>

令和元平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
世界に挑む人材育成事業の実施	海外の高等学校への留学の経費支援や留学説明会を実施し、将来、世界を舞台に活躍し、国際社会の持続的発展を支える優れた人材を育成します。
ふくおかグローバルハイスクール事業の実施	大学・企業・行政や国際機関等と連携しながら、課題解決能力を高めるとともに、高校生に国際的教養を身に付けさせ、国際的に活躍できる人材を育成します。
グローバル化に対応した英語教育の推進 <重点事業15>	<p>小学校においては、英語力・指導力の高い教員を育成する研修を実施するとともに、専科教員を活用し各市町村における英語教育推進体制の整備に取り組みます。</p> <p>中学校においては、教員の英語力向上に向けて英語関係企業と連携した研修を実施するとともに、中学3年生に対する英検IBAの実施や英語スピーチコンテストを開催し、英語力の高い生徒を育成します。</p> <p>高等学校においては、英語活動指導員を配置して英語以外の教科（理数科目等）における英語イマージョン教育を実施し、課題解決力及び実践的英語コミュニケーション力を育成します。また、大学入試改革に向けた4技能型の授業改善に活用するため、英語を母語とし、高い指導力を有する人材をネイティブ英語教員として配置するとともに、生徒に対し英検等外部検定試験の受験費用の助成及び4技能を測る高校入試への改善に向けた調査・研究を行います。</p> <p>さらに、中・高等学校の教員のTOEICや英検準1級以上の受験を支援し、英語教員の英語力を高めます。</p> <p>このほか、高等学校英語教員の海外派遣や、外国語指導助手（ALT）の配置など、グローバル化に対応した英語教育の指導体制を整備します。</p>

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
高校生の海外留学の啓発	留学説明会の参加者数	178人 (H29(2017)年度)	200人 (H33(2021)年度)
生徒の英語力	英検3級程度以上の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合	33.7% (H28(2016)年度)	50% (H33(2021)年度)
	英検準2級程度以上の資格又は相当する力を有する県立高等学校生徒の割合	39.1% (H28(2016)年度)	50% (H33(2021)年度)

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
高校生の海外留学の啓発	留学説明会の参加者数	246人 (H30(2018)年度)	200人 (R3H33(2021)年度)
生徒の英語力	CEFR A1 レベル相当以上（英検3級程度以上）の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合	45.240.7% (H3020(2017)年度)	50% (R3H33(2021)年度)
	CEFR A2 レベル相当以上（英検準2級程度以上）の資格又は相当する力を有する県立高等学校生徒の割合	43.530.0% (H3020(2017)年度)	50% (R3H33(2021)年度)

・内容追加

・新規重点事業の内容追加

・国庫補助（外部検定受験費補助）が終了したため、H31年度は実施しない。

・文言整理

IV 生涯学習社会をつくる

1 生涯学習・社会教育の総合的推進

(1) 社会教育活動の推進 《施策23》

社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除く組織的な教育活動です。その実施主体、形態や方法等は多様かつ広範であり、社会教育は生涯学習を進める上で重要な役割を果たしています。
- 少子化、核家族化、コミュニティの希薄化などに伴い、家庭や地域社会が急速に変化しており、今後子どもたちの活動や学校に対する支援をより充実させることが求められています。

<施策の方向>

- 社会教育に関する情報の提供や相談体制の充実を図るなど、よりよい学習環境を提供するとともに、学習の効果を発揮できる機会が提供されるよう支援します。
- PTA、子ども会、婦人会などの関係機関・団体との連携・協力体制を強化し、社会教育の振興を図ります。
- 学校を支援する体制を整備するなど、社会教育活動の活性化に向けた人的ネットワークの構築を図るとともに、その中核となる社会教育主事等の社会教育関係職員の一層の資質向上に努めます。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 高度化、多様化する県民の学習ニーズに応えるため、よりよい学習環境を提供します。
- ◇ 県民の学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供するとともに、学習成果を活用する機会の充実を図ります。
- ◇ 県民の学習に対する意欲を高め、主体的な学習活動を促進するため、関係機関、団体（PTA・子ども会など）との連携・協力体制を強化します。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
NPOやボランティア団体との連携・協力の推進	NPOやボランティア団体との連携強化を図るため、「みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム」や「中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会」を開催します。
社会教育関係団体等に対する育成支援・補助	社会教育関係団体が実施する研修会などにおいて、講義や指導助言などの活動支援を行うとともに、団体助成金を交付します。
社会教育関係職員の資質向上 <重点事業15>	市町村新任社会教育関係職員研修や県社会教育主事研修などを開催して、社会教育関係職員の資質向上を図ります。 また、県の社会教育主事が「ふくおか社会教育応援隊」として現代的な課題に対応する講義・演習等を行い、市町村や団体、サークル等の育成支援を行います。
県立社会教育総合センター等での学習情報の提供及び学習相談の充実	「ふくおか社会教育ネットワーク」の活用などをはじめ、社会教育に関する情報提供や学習相談の充実を図ります。
現代的な課題に関する学習機会の提供とボランティア活動の促進	県立社会教育施設において、環境保全や家庭教育支援などの現代的課題に対応した事業を実施します。 また、県立社会教育施設でボランティアの養成・登録を推進するとともに、ボランティアの活用促進を図ります。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
社会教育に関する学習情報提供の充実	「ふくおか社会教育ネットワーク」へのアクセス件数	342,390件 (H28(2016)年度)	300,000件 (毎年度)

IV 生涯学習社会をつくる

1 生涯学習・社会教育の総合的推進

(1) 社会教育活動の推進 《施策23》

社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除く組織的な教育活動です。その実施主体、形態や方法等は多様かつ広範であり、社会教育は生涯学習を進める上で重要な役割を果たしています。
- 少子化、核家族化、コミュニティの希薄化などに伴い、家庭や地域社会が急速に変化しており、今後子どもたちの活動や学校に対する支援をより充実させることが求められています。

<施策の方向>

- 社会教育に関する情報の提供や相談体制の充実を図るなど、よりよい学習環境を提供するとともに、学習の効果を発揮できる機会が提供されるよう支援します。
- PTA、子ども会、婦人会などの関係機関・団体との連携・協力体制を強化し、社会教育の振興を図ります。
- 学校を支援する体制を整備するなど、社会教育活動の活性化に向けた人的ネットワークの構築を図るとともに、その中核となる社会教育主事等の社会教育関係職員の一層の資質向上に努めます。

令和元年平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 高度化、多様化する県民の学習ニーズに応えるため、よりよい学習環境を提供します。
- ◇ 県民の学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供するとともに、学習成果を活用する機会の充実を図ります。
- ◇ 県民の学習に対する意欲を高め、主体的な学習活動を促進するため、関係機関、団体（PTA・子ども会など）との連携・協力体制を強化します。

令和元年平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
NPOやボランティア団体との連携・協力の推進	NPOやボランティア団体との連携強化を図るため、「みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム」や「中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会」を開催します。
社会教育関係団体等に対する育成支援・補助	社会教育関係団体が実施する研修会などにおいて、講義や指導助言などの活動支援を行うとともに、団体助成金を交付します。
社会教育関係職員の資質向上 <重点事業16>	市町村新任社会教育関係職員研修や県社会教育主事研修などを開催して、社会教育関係職員の資質向上を図ります。 また、県の社会教育主事が「ふくおか社会教育応援隊」として現代的な課題に対応する講義・演習等を行い、市町村や団体、サークル等の育成支援を行います。
県立社会教育総合センター等での学習情報の提供及び学習相談の充実	「ふくおか社会教育ネットワーク」の活用などをはじめ、社会教育に関する情報提供や学習相談の充実を図ります。
現代的な課題に関する学習機会の提供とボランティア活動の促進	県立社会教育施設において、環境保全や家庭教育支援などの現代的課題に対応した事業を実施します。 また、県立社会教育施設でボランティアの養成・登録を推進するとともに、ボランティアの活用促進を図ります。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
社会教育に関する学習情報提供の充実	「ふくおか社会教育ネットワーク」へのアクセス件数	376,82431,978件 (H30.20(2017)年度)	300,000件 (毎年度)

IV 生涯学習社会をつくる
2 生涯学習・社会教育環境の整備

(1) 社会教育施設の充実 《施策24》

社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除く組織的な教育活動です。その実施主体、形態や方法等は多様かつ広範であり、社会教育は生涯学習を進める上で重要な役割を果たしています。
- 県民の様々な学習ニーズに応える社会教育施設の充実したサービスの提供などが求められています。

<施策の方向>

- 県立社会教育施設において、県民の学習ニーズに即した学習プログラムの開発に取り組み、社会教育活動を推進します。
- 図書館や青少年教育施設などの県立社会教育施設の機能充実と利用促進を図るとともに、社会教育施設職員の資質向上に努めます。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 社会教育を振興する県立社会教育施設の機能充実と利用促進を図るとともに、県民のニーズに対応できるよう社会教育関係職員の専門性を高めます。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
県立社会教育施設の機能充実	青少年教育施設や図書館、美術館などにおいて、県民のニーズを踏まえた施設の運営やサービスの充実に努めます。
県立社会教育施設の利用促進	県民の多様な学習活動に対応したプログラムの開発や家庭教育支援のための事業などを実施し、施設の利用促進を図ります。
社会教育施設職員の資質向上	図書館職員研修や県社会教育主事等研修など、司書や社会教育主事、学芸員などの専門職員研修を実施します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
県立社会教育施設の利用	県立社会教育施設の利用者数（社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」）	231,249人 (H28(2016)年度)	223,000人 (毎年度)
県立図書館の利用	県立図書館の図書貸出冊数	459,602冊 (H28(2016)年度)	460,000冊 (毎年度)
	県立図書館の図書貸出利用者数	171,207人 (H28(2016)年度)	171,000人 (毎年度)
青少年科学館の利用	青少年科学館の入館者数	306,582人 (H28(2016)年度)	318,700人 (毎年度)

IV 生涯学習社会をつくる
2 生涯学習・社会教育環境の整備

(1) 社会教育施設の充実 《施策24》

社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除く組織的な教育活動です。その実施主体、形態や方法等は多様かつ広範であり、社会教育は生涯学習を進める上で重要な役割を果たしています。
- 県民の様々な学習ニーズに応える社会教育施設の充実したサービスの提供などが求められています。

<施策の方向>

- 県立社会教育施設において、県民の学習ニーズに即した学習プログラムの開発に取り組み、社会教育活動を推進します。
- 図書館や青少年教育施設などの県立社会教育施設の機能充実と利用促進を図るとともに、社会教育施設職員の資質向上に努めます。

令和元平成3-1(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 社会教育を振興する県立社会教育施設の機能充実と利用促進を図るとともに、県民のニーズに対応できるよう社会教育関係職員の専門性を高めます。

令和元平成3-1(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
県立社会教育施設の機能充実	青少年教育施設や図書館、美術館などにおいて、県民のニーズを踏まえた施設の運営やサービスの充実に努めます。
県立社会教育施設の利用促進	県民の多様な学習活動に対応したプログラムの開発や家庭教育支援のための事業などを実施し、施設の利用促進を図ります。
社会教育施設職員の資質向上	図書館職員研修や県社会教育主事等研修など、司書や社会教育主事、学芸員などの専門職員研修を実施します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
県立社会教育施設の利用	県立社会教育施設の利用者数（社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」）	211,109 214,024 人 (H30 29 (2017)年度)	223,000人 (毎年度)
県立図書館の利用	県立図書館の図書貸出冊数	444,711 459,961 冊 (H30 29 (2017)年度)	460,000冊 (毎年度)
	県立図書館の図書貸出利用者数	169,853 173,243 人 (H30 29 (2017)年度)	171,000人 (毎年度)
青少年科学館の利用	青少年科学館の入館者数	352,115 301,660 人 (30 29 (2017)年度)	318,700人 (毎年度)

V 県民の文化活動を盛んにする

1 文化的振興

(1) 県民文化芸術活動の振興 《施策25》

社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 現代は、経済的な豊かさに加え、心の豊かさが求められる時代です。文化芸術には、楽しみ、喜び、精神的な安定をもたらす効果があり、より身近なところで文化芸術に親しめる環境づくりが求められています。
- 「県民意識調査」では、文化・スポーツに関する施策のうち「文化芸術を鑑賞したり体験したりする機会の充実」への県民からの要望が継続して高い状況にあります。
- 昭和39(1964)年の開館以来、本県の文化芸術の発展や振興に貢献してきた県立美術館は、施設の老朽化、狭隘化などのため、十分な役割が果たせない状況にあります。

<施策の方向>

- 障がいの有無を問わず、県民の誰もが文化芸術に触れ親しむことができるよう、文化芸術を鑑賞・創作する機会の充実を図るとともに、文化芸術活動に参加し、その成果を発表できる場の充実を図ります。
- 次代を担う子どもも、若者が地域の特色ある文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- 県立美術館の機能充実に努め、県民の鑑賞・創作活動の機会の充実を図るとともに、新しい県立美術館の整備方針を検討します。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 次代を担う子どもたちの創造性を育み、多様な個性と豊かな人間性の形成を図るため、関係機関との連携を強化しながら、子どもの文化芸術活動を推進します。
- ◇ 県立美術館の機能充実に努め、県民の鑑賞・創作活動の促進を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
「子ども文化事業」及び「芸術体験講座」の実施	県民文化祭事業として、子どもの文化活動の発表や舞台芸術鑑賞の機会を提供する「子ども文化事業」や、県内小・中学校に芸術家などを派遣する「芸術体験講座」を実施します。
中学校文化連盟、高等学校芸術・文化連盟への支援	中学校文化連盟、高等学校芸術・文化連盟への助成金の交付や情報提供などにより、事業活動を支援します。
県立美術館の機能の充実	展覧会事業や貸館事業の実施、インターネットによる美術館情報の提供など、県民の鑑賞・創作活動の充実を図ります。 また、美術教養講座、講演会、スクール・ミュージアム事業の実施などにより教育・普及活動の充実を図ります。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
県立美術館の利用	県立美術館入館者数	240,979人 (H28(2016)年度)	160,000人 (毎年度)
文化部活動の推進	芸術・文化系の部活動に参加している県立高等学校生徒の割合	23.1% (H29(2017)年度)	23% (毎年度)

V 県民の文化活動を盛んにする

1 文化的振興

(1) 県民文化芸術活動の振興 《施策25》

社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 現代は、経済的な豊かさに加え、心の豊かさが求められる時代です。文化芸術には、楽しみ、喜び、精神的な安定をもたらす効果があり、より身近なところで文化芸術に親しめる環境づくりが求められています。
- 「県民意識調査」では、文化・スポーツに関する施策のうち「文化芸術を鑑賞したり体験したりする機会の充実」への県民からの要望が継続して高い状況にあります。
- 昭和39(1964)年の開館以来、本県の文化芸術の発展や振興に貢献してきた県立美術館は、施設の老朽化、狭隘化などのため、十分な役割が果たせない状況にあります。

<施策の方向>

- 障がいの有無を問わず、県民の誰もが文化芸術に触れ親しむができるよう、文化芸術を鑑賞・創作する機会の充実を図るとともに、文化芸術活動に参加し、その成果を発表できる場の充実を図ります。
- 次代を担う子どもも、若者が地域の特色ある文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- 県立美術館の機能充実に努め、県民の鑑賞・創作活動の機会の充実を図るとともに、新しい県立美術館の整備方針を検討します。

令和元平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 次代を担う子どもたちの創造性を育み、多様な個性と豊かな人間性の形成を図るため、関係機関との連携を強化しながら、子どもの文化芸術活動を推進します。
- ◇ 県立美術館の機能充実に努め、県民の鑑賞・創作活動の促進を図ります。

令和元平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
子ども文化事業の実施	ふくおか県民文化祭で開催される子ども文化事業において、子どもの文化活動の発表や舞台芸術鑑賞の機会を提供する「鑑賞・発表事業」、また、県内小・中学校等に芸術家などを派遣し、様々な芸術文化を体験する「芸術体験講座」を実施します。
中学校文化連盟、高等学校芸術・文化連盟への支援	中学校文化連盟、高等学校芸術・文化連盟への助成金の交付や情報提供などにより、事業活動を支援します。
県立美術館の機能の充実	展覧会事業や貸館事業の実施、インターネットによる美術館情報の提供など、県民の鑑賞・創作活動の充実を図ります。 また、美術教養講座、講演会、スクール・ミュージアム事業の実施などにより教育・普及活動の充実を図ります。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
県立美術館の利用	県立美術館入館者数	233,336人 (H30(2018)年度)	160,000人 (毎年度)
文化部活動の推進	芸術・文化系の部活動に参加している県立高等学校生徒の割合	25% (H30(2018)年度)	23% (毎年度)

事業内容に変更はない。文言の整理。

子ども文化事業
・鑑賞・発表事業
・芸術体験講座

V 県民の文化活動を盛んにする

1 文化的振興

(2) 文化財の保存・活用及び継承 《施策 26》

文化財保護課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 本県には、遠(とお)の朝廷(みかど)と呼ばれた大宰府政庁が置かれ、西日本における政治、経済、外交の中心地として栄えてきました。我が国は、九州を経由して広がったアジア文化の影響を受けつつ、世界に誇るべき独自の文化を形成しており、県内には中国大陸や朝鮮半島との交流を示す数多くの文化遺産が存在します。

<施策の方向>

- ユネスコの世界文化遺産や無形文化遺産のみならず、地域の貴重な文化遺産と伝統・文化を確実に保存し後世に継承するとともに、文化財保護思想の普及啓発に努め、県民が郷土の歴史に誇りを持ち、親しめる環境をつくります。

平成 30 年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 歴史と伝統に培われた貴重な文化財を永く後世に伝えるため、福岡県文化財保護基本指針を踏まえ、保護活動の充実を図り、情報提供や文化財に対する理解を深める施策を推進します。
- ◇ 地域の文化や特色を伝承する民俗芸能及び伝統工芸技術を確実に保存し、積極的に活用しながら後世への継承を図るとともに、本県の歴史を知る上で重要な遺跡等の保存・整備・活用を進めます。
- ◇ 子どもたちが郷土と日本の歴史、文化、伝統などに対する理解を深め、これらを大切に思う心を育成します。

平成 30 年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
九州歴史資料館の利用促進、調査・研究の充実	九州歴史資料館の利用促進のため、常設展示内容の充実とともに、時宜を捉えた特別展や企画展を開催するほか、小中学校における学習段階に応じた出前授業や子ども向けイベントなどを実施します。
旧福岡県公会堂貴賓館の利用促進	重要文化財旧福岡県公会堂貴賓館の利用促進のため、観光資源としての魅力向上を目指し、指定管理者と連携・協力した活用方策の充実とともに、内装の整備を行います。
「明治 150 年」近代建造物魅力発信事業 <重点事業 16 >	重要文化財門司港駅の復原に対する補助を行うとともに、県内の近代建造物の魅力をパネル展などにより発信します。
福岡国際交流史発信事業の実施 <重点事業 17 >	「魏志倭人伝」、「古墳時代の玉類」、「大宰府史跡」、「朝鮮通信使」をテーマとした特別展やシンポジウムの開催、リーフレットの作成などにより、本県の国際交流史に関する文化遺産の魅力を発信します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
九州歴史資料館の利用	九州歴史資料館入館者数	23,962 人 (H28(2016)年度)	35,000 人 (H33(2021)年度)
旧福岡県公会堂貴賓館の利用	旧福岡県公会堂貴賓館入館者数	7,301 人 (H28(2016)年度)	6,800 人 (毎年度)

V 県民の文化活動を盛んにする

1 文化的振興

(2) 文化財の保存・活用及び継承 《施策 26》

文化財保護課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 本県には、遠(とお)の朝廷(みかど)と呼ばれた大宰府政庁が置かれ、西日本における政治、経済、外交の中心地として栄えてきました。我が国は、九州を経由して広がったアジア文化の影響を受けつつ、世界に誇るべき独自の文化を形成しており、県内には中国大陸や朝鮮半島との交流を示す数多くの文化遺産が存在します。

<施策の方向>

- ユネスコの世界文化遺産や無形文化遺産のみならず、地域の貴重な文化遺産と伝統・文化を確実に保存し後世に継承するとともに、文化財保護思想の普及啓発に努め、県民が郷土の歴史に誇りを持ち、親しめる環境をつくります。

令和元平成 31(2019) 年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 歴史と伝統に培われた貴重な文化財を永く後世に伝えるため、福岡県文化財保護基本指針を踏まえ、保護活動の充実を図り、情報提供や文化財に対する理解を深める施策を推進します。
- ◇ 地域の文化や特色を伝承する民俗芸能及び伝統工芸技術を確実に保存し、積極的に活用しながら後世への継承を図るとともに、本県の歴史を知る上で重要な遺跡等の保存・整備・活用を進めます。
- ◇ 子どもたちが郷土と日本の歴史、文化、伝統などに対する理解を深め、これらを大切に思う心を育成します。

令和元平成 31(2019) 年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
九州歴史資料館の利用促進、調査・研究の充実	九州歴史資料館の利用促進のため、常設展示内容の充実とともに、時宜を捉えた特別展や企画展を開催するほか、小中学校における学習段階に応じた出前授業や子ども向けイベントなどを実施します。
旧福岡県公会堂貴賓館の利用促進	重要文化財旧福岡県公会堂貴賓館の利用促進のため、観光資源としての魅力向上を目指し、指定管理者と連携・協力した活用方策の充実とともに、内装の整備を行います。
福岡国際交流史発信事業の実施 <重点事業 17 >	「魏志倭人伝」、「古墳時代の玉類」、「大宰府史跡」、「朝鮮通信使」をテーマとした調査研究やシンポジウムの開催、ホームページの作成などにより、本県の国際交流史に関する文化遺産の魅力を発信します。
福岡歴史文化発信・体感事業の実施 <重点事業 17 >	本物の文化財に触れ、歴史文化を体感しながら学ぶことができる体験学習エリアを九州歴史資料館に整備するほか、文化財や調査記録等をデジタル化しホームページに掲載するなど文化財の活用促進や後世への継承に取り組みます。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
九州歴史資料館の利用	九州歴史資料館入館者数	23,367 24254 人 (H30 29 (2017)年度)	35,000 人 (R3H33(2021)年度)
旧福岡県公会堂貴賓館の利用	旧福岡県公会堂貴賓館入館者数	20,302 12,263 人 (H30 29 (2017)年度)	23,000 6,800 人 (毎年度)

→内装整備終了
(H30)

→事業内容変更による文言修正

→ホームページ作成について、福岡歴史文化発信・体感事業において併せて実施

「明治 150 年」近代建造物魅力発信事業は H30 で主な取組が終了するため削除。

→新規重点事業

→本予算版の実施計画策定時に H30 年度の入館者数を基に目標値を上方修正予定。

VI 県民のスポーツ活動を盛んにする

1 大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化

(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進 《施策27》

体育スポーツ健康課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 県内には、競技人口が少ない、指導体制や組織体制が十分でない、さらには、競技を実施する場所が少ない等、選手の効果的な強化が困難な競技団体も見られます。こうした競技団体が、安定した競技力を維持できるような取組みが必要です。
- 国民体育大会において高いレベルで競技成績を維持し、恒常的に入賞できるよう、毎年人材を入れ替わるジュニア期を中心に強化に取り組む必要があります。
- 世界で活躍できるトップアスリートになるためには、専門的な技術はもとより、世界のスポーツ情勢、最新のスポーツ医・科学情報、メンタル面・栄養面からの知識等、様々な能力や知識が必要となります。こうした高度な専門的分野の指導ができる指導者の育成、指導体制の整備が求められます。

<施策の方向>

- 「福岡県タレント発掘事業」をはじめ、国、県競技団体との連携を密に図りながら、恒常的に人材を獲得できるシステムづくりに取り組みます。
- 関係機関・団体と連携して、一貫指導システムの構築を推進するとともに、指導者の資質向上やスポーツ情報の活用促進などに取り組み、ジュニア期からの最適な指導体制の構築を推進します。
- 個人の能力を最大限に伸ばすことができる育成プログラムの策定、選択した競技が実施できる場づくり、高い指導技術・資格を有する指導者の育成を柱に、魅力ある育成環境の整備を推進します。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 県民に夢や感動を与えるトップアスリートを育成し、本県の競技力向上を図るために、関係機関・団体と連携して、一貫指導システムの構築を推進するとともに、指導者の資質向上やスポーツ情報の活用促進などに取り組みます。
- ◇ ジュニアや女性アスリートの育成・強化を図るとともに、県立体育・スポーツ施設の整備に取り組みます。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
競技スポーツ振興事業の実施	本県の競技力向上を図るため、選手強化推進実行委員会が指導者等に、最新のスポーツ振興方策とスポーツ医・科学に関する情報を提供し、指導者の資質向上を推進します。
県立体育・スポーツ施設の整備と活用促進	久留米スポーツセンター等の施設設備を整備します。 また、スポーツ医・科学を活用した相談事業を実施します。
ジュニアアスリート育成強化事業の実施 <重点事業18>	練習会や県内合宿、指導者招へい、選手や指導者の海外派遣等を実施し、育成強化システムを整備します。また、競技用具などの環境整備を行うとともに、指導者を中央研修に派遣し、指導力の向上を図ることで将来有望なジュニアアスリートの育成強化を推進します。
女性アスリート育成強化事業の実施	2020年開催の東京オリンピックに向けて、10種目の女子競技について強化拠点づくりを行い、練習会・県外遠征等を実施します。また、女性指導者育成・派遣事業等を実施し、女性アスリートの育成・強化を推進します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
競技スポーツの振興	国民体育大会における男女総合成績順位	9位 (H29(2017)年度)	8位 (毎年度)
女性アスリートの育成	国民体育大会における女子総合成績順位	10位 (H29(2017)年度)	8位 (毎年度)

VI 県民のスポーツ活動を盛んにする

1 大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化

(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進 《施策27》 体育スポーツ健康課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 県内には、競技人口が少ない、指導体制や組織体制が十分でない、さらには、競技を実施する場所が少ない等、選手の効果的な強化が困難な競技団体も見られます。こうした競技団体が、安定した競技力を維持できるような取組みが必要です。
- 国民体育大会において高いレベルで競技成績を維持し、恒常的に入賞できるよう、毎年人材を入れ替わるジュニア期を中心に強化に取り組む必要があります。
- 世界で活躍できるトップアスリートになるためには、専門的な技術はもとより、世界のスポーツ情勢、最新のスポーツ医・科学情報、メンタル面・栄養面からの知識等、様々な能力や知識が必要となります。こうした高度な専門的分野の指導ができる指導者の育成、指導体制の整備が求められます。

<施策の方向>

- 「福岡県タレント発掘事業」をはじめ、国、県競技団体との連携を密に図りながら、恒常的に人材を獲得できるシステムづくりに取り組みます。
- 関係機関・団体と連携して、一貫指導システムの構築を推進するとともに、指導者の資質向上やスポーツ情報の活用促進などに取り組み、ジュニア期からの最適な指導体制の構築を推進します。
- 個人の能力を最大限に伸ばすことができる育成プログラムの策定、選択した競技が実施できる場づくり、高い指導技術・資格を有する指導者の育成を柱に、魅力ある育成環境の整備を推進します。

令和元平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 県民に夢や感動を与えるトップアスリートを育成し、本県の競技力向上を図るために、関係機関・団体と連携して、一貫指導システムの構築を推進するとともに、指導者の資質向上やスポーツ情報の活用促進、「誠実性・健全性・高潔性」といったスポーツ・インテグリティの確保に関する研修に取り組みます。
- ◇ ジュニアや大学・社会人、女性アスリートの育成強化を図る、さらに本県の得意種目を有する競技団体への支援を行うとともに、県立体育・スポーツ施設の整備に取り組みます。

令和元平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
競技スポーツ振興事業の実施	本県の競技力向上を図るために、指導者等に最新のスポーツ振興方策やスポーツ医・科学に関する情報提供、スポーツ・インテグリティの確保に関する研修会の実施等を行い、指導者の資質向上を推進します。
県立体育・スポーツ施設の整備と活用促進	久留米スポーツセンター等の施設設備を整備します。 また、スポーツ医・科学を活用した相談事業を実施します。
ふくおかアスリート育成強化システムの構築事業の実施 <重点事業18>	国際大会等世界の舞台で活躍するなど、スポーツの力で県民に夢や感動を与えることができるトップアスリートを輩出するため、スポーツに取り組む小中学生の発掘から始まる各年代の「育成強化システム」を構築します。 ・小中学生の発掘育成活動などを支援。 ・日本代表候補など高校生アスリートの海外遠征を支援。 ・国体ふるさと選手の強化活動などを支援。 ・女性アスリートの強化拠点づくりなどを支援。 練習会や県内合宿、指導者招へい、選手や指導者の海外派遣等を実施し、育成強化システムを整備します。また、競技用具などの環境整備を行うとともに、指導者を中央研修に派遣し、指導力の向上を図り、将来有望なジュニアアスリートの育成強化を推進します。 さらに、2020年開催の東京オリンピックに向けて、10種目の女子競技について強化拠点づくりを行い、県外遠征や海外遠征等を実施します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
競技スポーツの振興	国民体育大会における男女総合成績順位	8位 (H30(2018)年度)	8位 (毎年度)
女性アスリートの育成	国民体育大会における女子総合成績順位	8位 (H30(2018)年度)	8位 (毎年度)

→スポーツ庁長官のメッセージを反映
(H30.6.15)

新規重点事業追加に伴う文言修正

→スポーツ庁長官のメッセージを反映
(H30.6.15)

→H31からジュニアアスリート育成強化事業と女性アスリート育成強化事業が統合されることによるもの、及び新規重点事業の内容追加

VII 人権が尊重される心豊かな社会をつくる
1 人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進

(1) 人権教育・人権啓発の推進 《施策28》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

人権・同和教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 人権尊重社会の確立に向け、あらゆる機会を通じて人権教育・人権啓発に関する施策を総合的に推進した結果、人権に対する認識は高まっていますが、依然として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する偏見や差別が、学校、地域、家庭、職域などの社会生活の様々な局面において存在しています。
- 情報通信技術の発達に伴い、電子掲示板やホームページ、メール、SNSなどインターネットによる差別や人権侵害が問題となっています。
- 同和問題に関する差別意識は徐々に解消に向けて進んでいるものの、依然として差別事象が発生しています。また、インターネット上に同和地区の名称、所在地等の情報を掲載するなどの悪質な差別行為も発生しています。
- 女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する虐待など深刻な人権侵害事象も増加しています。また、性同一性障がいや性的指向・性自認を理由とする偏見や差別などの人権問題が顕在化しています。さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチなどが喫緊の課題となっています。
- 近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」といった個別の人権課題についての法整備が進んでいます。

<施策の方向>

- 人権尊重の意識や行動が定着するよう、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、あらゆる機会をとらえて人権教育・人権啓発を推進します。
- 学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導内容及び方法を開発する研究実践を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
- 広く県民を対象に人権問題に関する学習機会を提供するとともに、人権尊重の精神の育成などを図るために、人権に関する学習を推進・支援します。
- 公務員、教職員、警察職員、福祉関係者、医療関係者、マスメディア関係者等、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権尊重の精神を涵養するため、研修の一層の充実を図ります。
- 同和問題について正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を充実強化するとともに、市町村、企業、地域団体などの啓発研修に対する支援を行います。また、学校や地域、家庭において、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育を推進します。
- 日本人と外国人が異なる文化や価値観などを理解し、ともに暮らす社会づくりのために、国際理解のための啓発を推進します。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けた人権教育・啓発等を推進します。
- 近年、社会的な関心が高まっている性的少数者、ホームレス、犯罪被害者の人権問題や拉致問題などについて、様々な機会を捉えた人権教育・啓発を推進します。

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度、実践力を身に付けるための教育を系統的、効果的に推進します。
- ◇ 個別的な人権課題に係る法律の施行や「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」結果を踏まえ、人権教育の指導力の向上等に関する研修の改善・充実に生かすとともに、人権教育の効果のある取組についての実践的研究を進めます。
- ◇ 県民の人権尊重理念の理解・体得のために、体験活動を重視した学習プログラムなどの開発や、情報提供を行います。
- ◇ 地域の実情に応じた人権教育推進のための担当者研修会や指導者の育成を計画的、効果的に行い、市町村における人権教育・啓発を支援します。

VII 人権が尊重される心豊かな社会をつくる
1 人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進

(1) 人権教育・人権啓発の推進 《施策28》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

人権・同和教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 人権尊重社会の確立に向け、あらゆる機会を通じて人権教育・人権啓発に関する施策を総合的に推進した結果、人権に対する認識は高まっていますが、依然として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する偏見や差別が、学校、地域、家庭、職域などの社会生活の様々な局面において存在しています。
- 情報通信技術の発達に伴い、電子掲示板やホームページ、メール、SNSなどインターネットによる差別や人権侵害が問題となっています。
- 同和問題に関する差別意識は徐々に解消に向けて進んでいるものの、依然として差別事象が発生しています。また、インターネット上に同和地区の名称、所在地等の情報を掲載するなどの悪質な差別行為も発生しています。
- 女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する虐待など深刻な人権侵害事象も増加しています。また、性同一性障がいや性的指向・性自認を理由とする偏見や差別などの人権問題が顕在化しています。さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチなどが喫緊の課題となっています。
- 近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」といった個別の人権課題についての法整備が進んでいます。

<施策の方向>

- 人権尊重の意識や行動が定着するよう、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、あらゆる機会をとらえて人権教育・人権啓発を推進します。
- 学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導内容及び方法を開発する研究実践を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
- 広く県民を対象に人権問題に関する学習機会を提供するとともに、人権尊重の精神の育成などを図るために、人権に関する学習を推進・支援します。
- 公務員、教職員、警察職員、福祉関係者、医療関係者、マスメディア関係者等、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権尊重の精神を涵養するため、研修の一層の充実を図ります。
- 同和問題について正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を充実強化するとともに、市町村、企業、地域団体などの啓発研修に対する支援を行います。また、学校や地域、家庭において、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育を推進します。
- 日本人と外国人が異なる文化や価値観などを理解し、ともに暮らす社会づくりのために、国際理解のための啓発を推進します。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けた人権教育・啓発等を推進します。
- 近年、社会的な関心が高まっている性的少数者、ホームレス、犯罪被害者の人権問題や拉致問題などについて、様々な機会を捉えた人権教育・啓発を推進します。

令和元平成31(2019)年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度、実践力を身に付けるための教育を系統的、効果的に推進します。
- ◇ 個別的な人権課題について、法律や「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」等を踏まえた教育・啓発の推進とともに、性的少数者等に対する適切な理解促進と必要な支援の充実を図ります。
- ◇ 人権教育に係る指導力向上等のため、「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」結果等を踏まえ、研修の改善・充実を図るとともに、効果のある取組についての実践的研究を進めます。
- ◇ 児童虐待の早期発見に努めるとともに、事案を発見した場合は、速やかに関係機関と連携して適切な対応を図ります。
- ◇ 県民の人権尊重理念の理解・体得のために、体験活動を重視した学習プログラムなどの開発や、情報提供を行います。
- ◇ 地域の実情に応じた人権教育推進のための担当者研修会や指導者の育成を計画的、効果的に行い、市町村における人権教育・啓発を支援します。

・福岡県部落差別の
解消の推進に関する
条例(H31.3.1 施行)
等や性的少数者
等及び児童虐待に
関する記述の追加

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
人権教育を基盤にした学校づくり 研究事業の実施 <重点事業19>	児童生徒の学力向上や自己実現を阻害する要因に対して、学校教育全体を通じた人権教育の取組を通して、学力向上を図る学校の在り方について究明するため、研究指定校による実践的な研究を進めます。
人権教育実践交流会・人権教育指導者養成連続講座の実施	多様な校種や職種での実践交流や研究協議を行い、学校教育及び社会教育において、様々な人権問題に関する、より高度な課題解決能力や指導方法を探求する機会を設けます。
人権教育コーディネーター養成講座の実施	市町村職員などを対象として、人権に関する学習活動の企画・立案に携わる人権教育指導者を養成する研修会を開催し、本県人権教育の充実を図ります。
男女共同参画教育の推進	小・中学校においては、各教育事務所における研修会や校内研修で「男女共同参画教育指導の手引」を活用することにより、豊かな心、性差の正しい認識、実践的態度などの資質・能力を育てる教育活動を推進します。 県立高等学校においては、生徒の指導に当たって、教科や特別活動で、男女がお互いを尊重しあい、社会の対等な構成員として責任を担う意識と態度を育てます。
男女共同参画についての教員研修の実施	管理職や初任者などを対象に、男女共同参画教育の基本的な考え方やねらいなどの理解、具体的指導力を高める研修を実施します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
人権教育の推進	人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数	380人 (H29(2017)年度)	400人 (H30(2018)年度)

令和元平成31(2019)年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
個別の人権課題に関する指導方法等 調査研究事業 <重点事業19>	個別の人権課題に関する学習内容の体系化・標準化及び教員の指導力の向上を図るために、調査研究委員会で、指導方法等の実態調査や指導案の検討・作成を行い、指導内容や指導方法の在り方について調査・研究を進めます。また、検証校を指定し、作成した指導案等を基に検証授業などを行います。
人権教育を基盤にした学校づくり 研究事業の実施	児童生徒の学力向上や自己実現を阻害する要因に対して、学校教育全体を通じた人権教育の取組を通して、学力向上を図る学校の在り方について究明するため、研究指定校による実践的な研究を進めます。
人権教育実践交流会・人権教育指導者養成連続講座の実施	多様な校種や職種での実践交流や研究協議を行い、学校教育及び社会教育において、様々な人権問題に関する、より高度な課題解決能力や指導方法を探求する機会を設けます。
人権教育コーディネーター養成講座の実施	市町村職員などを対象として、人権に関する学習活動の企画・立案に携わる人権教育指導者を養成する研修会を開催し、本県人権教育の充実を図ります。
男女共同参画教育の推進	小・中学校においては、各教育事務所における研修会や校内研修で「男女共同参画教育指導の手引」を活用することにより、豊かな心、性差の正しい認識、実践的態度などの資質・能力を育てる教育活動を推進します。 県立高等学校においては、生徒の指導に当たって、教科や特別活動で、男女がお互いを尊重しあい、社会の対等な構成員として責任を担う意識と態度を育てます。
男女共同参画についての教員研修の実施	管理職や初任者などを対象に、男女共同参画教育の基本的な考え方やねらいなどの理解、具体的指導力を高める研修を実施します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
人権教育の推進	人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数	404人 (H30(2018)年度)	424人 (R1H31(2019)年度)

・新規事業

重 点 的 に 取 り 組 む 事 業 (案)

「令和元年度福岡県の教育施策」において示した「令和元年度主な取組・事業」のうち、特に重点的に取り組む施策について、以下に示します。

- 1 学力向上総合推進事業 1
- 2 主体的・対話的で深い学び推進事業 2
- 3 福岡県体力向上総合推進事業（一部新規） 3
- 4 いじめ・不登校総合対策事業 4
- 5 保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業 5
- 6 学校と地域の効果的な連携・協働推進事業 5
- 7 情報活用能力向上事業（新規） 6
- 8 学校安全総合支援事業 6
- 9 児童生徒を取り巻く生活環境改善事業 7
- 10 長期入院生徒学習支援実証研究事業（新規） 7
- 11 若年教員の育成体制構築事業（新規） 8
- 12 教職員の働き方改革推進事業（一部新規） 8
- 13 「姫ほめ福岡メソッド」総合推進事業（一部新規） 9
- 14 特別支援学校技能検定事業 9
- 15 グローバル化に対応した英語教育推進事業（一部新規） 10
- 16 ふくおか社会教育応援隊事業 10
- 17 福岡歴史文化発信・体感事業（新規） 11
- 18 ふくおかアスリート育成強化システム構築事業（一部新規） 11
- 19 個別の人権課題に関する指導方法等調査研究事業（新規） 12

1 学力向上総合推進事業

義務教育課・特別支援教育課・社会教育課

県、市町村、学校が一体となつた学力向上の取組を総合的に展開することにより、児童生徒の実態に即した取組を強化して、確かな学力を育みます。

確かな学力の育成

市町村教育委員会支援

◆ふくおか学力アップ推進事業

(事業費：222,296千円)

- 学力調査の実施
 - ・福岡県学力調査…小5、中1・2
 - ・市町村、小中学校の取組状況調査
- 学力向上推進委員会の設置
 - ・県内各教育事務所
 - ・県の統一的な取組や各地区の課題に応じた取組を推進
- 学力向上推進強化市町村の指定
 - ・県内21市町村1組合
 - ・学力向上支援チームの派遣
 - ・学力向上施策の助成
- 非常勤講師の派遣
 - ・少人数指導、習熟度別指導等のきめ細かな指導の充実
- 目標値設定
 - ・小中学校が設定する目標値を基に、市町村や地区の目標値を設定
- 小中連携教育の推進
 - ・小中学校間の教員による授業交流、合同研修会の促進
- 両政令市との連携強化
 - ・教育長懇談会、連絡会議等の定期開催
 - ・教材集、手引等の相互活用

◆学校・家庭、地域の連携・協働

◆学校と地域の効果的な連携・協働推進事業

(事業費：68,805千円)

- 地域学校協働活動事業
 - ・地域学校協働本部を設置し、学校支援、学習支援等を実施する市町村を支援
 - ・地域学校協働活動推進員、学習支援スタッフ等研修会の開催
- コミュニティ・スクール導入促進事業
 - ・導入の啓発や導入後の取組の充実に向けた研修会の開催

その他取組

○学力向上に向けた「校長説明会」等の開催

○「チーム学校」等の強化

学校・教員支援

◆ふくおか学力アップ推進事業

(事業費：8,363千円)

- 基礎・基本を中心活用力育成教材及び診断テスト
 - ・教材集…小4～6、中1～3
 - ・診断テスト…小4～6、中1～3
 - ・ふくおか学力向上Webシステムによる課題分析支援
- ◆学力向上推進拠点校指定事業
- (事業費：17,548千円)
- 中学校における推進拠点校の指定
 - ・基礎学力型6校、発展学力型1校
 - ・学習支援員の派遣
 - ・指導主事の重点的な派遣
 - ・研究費の助成

◆「主体的・対話的で深い学び」推進事業

(事業費：8,652千円)

- 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座
 - (対象者)
 - ・小学校：担任または指導教諭
 - ・中学校：国語、社会、数学、理科及び外国語担当教員
 - (内容)
 - ・学職経験者等による单元づくりについての講義等
 - ・公開授業と講義、指導主事による指導助言等
- ◆授業力向上、学力向上プラン
- 改善の支援
 - ・授業づくり支援チーム及び学力向上フォローアップチームの派遣
 - ・県立高校入試問題を活用した授業改善・学習資料の作成・配布

◆家庭教育を支援する取組

- 家庭教育支援チーム設置事業
 - ・各種検診、公民館講座、子育てサークル等に家庭教育支援チームを派遣
 - ・県立PTA連合会と連携した取組
 - ・リーフレット等を活用した保護者への啓発

○「ノーネ活データー」の徹底

○携帯電話・スマートフォンのルールづくりの推進

2 主体的・対話的で深い学び推進事業

義務教育課・高校教育課・特別支援教育課

児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法、評価方法の研究開発や教員研修の実施体制により、教員の指導力の向上と授業改善を図るとともに、小中高等学校を通じて、生きる力・知識・技能の習得と、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成を目指します。

主体的に課題を見し、他者とコミュニケーションを図りながら

課題を解決する能力の育成

〈小中学校〉

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の在り方を学ぶ研修

全小中学校

普及

各教育事務所 授業実践

小学校：国語、社会、算数、理科

中学校：国語、社会、数学、理科、英語

【内容】

- 学識経験者等の単元づくりについての講義
- 各地区コア・ティーチャーによる公開授業、指導助言等

〈高等学校等〉

授業法の研究開発・普及

福岡県内の連携大学

県教育センター

情報 提供

研究開発校
(12校)

研究実践校
(6校)

普及

研究協力校
(6校)

助言

研究推進協議会

小中高間の連携を図りつつ、授業改善の具体的方途や研究全体の進捗について協議

事業費: 8,652千円

3 福岡県体力向上総合推進事業（一部新規）

体育スポーツ健康課

子どもの体力向上を総合的に図るために、体育・保健体育科授業の充実を核とした体力向上プランの作成・実施、スポーツがコン広場の普及、中・高・特別支援学校へ部活動指導員の配置等を行います。また、子どもの運動・スポーツへの動機付けや運動の習慣化を強化する事業等を行います。

子どもの運動習慣の定着と体力向上

子どもの体力向上に係る総合的な取組

運動・スポーツへの動機付けと習慣化

教員の指導力向上

小・中学校体力向上

指導者研修会

小・中学校の体育担当教員を対象として、体力向上に関する取組についての研修を実施

運動部活動指導力向上研修会

中・高等学校の運動部活動顧問を対象として、指導力向上のための講義及び実技を実施

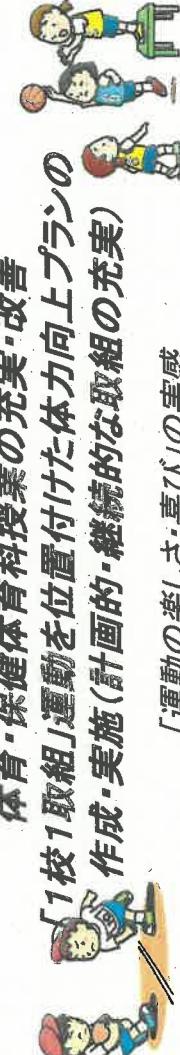
タグラグビー指導者研修会

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教員対象の指導者研修会を開催

体育・保健体育科授業の充実・改善

「1校1取組」運動を位置付けた体力向上プランの作成・実施（計画的・継続的な取組の充実）

「運動の楽しさ・喜び」の実感



事業費:87,574千円

オリンピアン・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業

県立学校にオリンピアン・パラリンピアンを派遣し、各競技の体験教室等を開催

オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業

小・中・高・特別支援学校において、オリンピック・パラリンピック教育の効果的手法を調査研究

4 いじめ・不登校総合対策事業

義務教育課・高校教育課・特別支援教育課

楽しく学べる学校づくりを推進するため、教育相談体制の整備・充実及びスクールカウンセラーセンター等の専門家や関係機関等との連携・協働により、いじめ・不登校の予防・解消を図ります。

楽しく学べる学校

児童生徒を取り巻く 生活環境改善事業

(事業費:84,803千円)

- 全中学校区(指定都市・中核市を除く)へのスクールソーシャルワーカー配置経費の助成
- 生徒指導上の諸課題を抱える中学校区への専門スタッフ(スクールソーシャルワーカーや退職警察官)の配置拡充
- 弁護士による学校危機管理に関する研修の実施
- 不登校や中途退学等生徒指導上の諸課題を抱える県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置

スクールカウンセラー等活用事業

(事業費:276,797千円)

- スクールカウンセラーを全小中学校(指定都市を除く)に配置
- スクールカウンセラーのコーディネート、各種相談員への指導助言、重大事態等への対応を行うスーパーバイザーを配置
- 小学校の「校内いじめ対策委員会」の巡回指導や、緊急を要する事案等に対応するスクールカウンセラースーパーバイサーを各教育事務所に配置
- 県立学校に不登校の解消等のため、訪問相談員等を各学区に配置

いじめ・不登校 の予防・解消

不登校対策の推進

- 不登校予防診断チェックリストの活用
- 保護者用及び教員用リーフレット「アクション3」の配布
- 不登校及び不登校兆候児童生徒へのマンツーマン方式による支援

いじめ問題対策の推進

(福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】に基づく取組の実施)

- いじめ問題対策連絡協議会
- 学校生活・環境多面調査の活用
- 保護者用リーフレットの配布

「子どもホットライン24」相談事業

(事業費:37,416千円)

- 土曜・日曜を含む24時間対応教育相談の実施
- 児童生徒や保護者からの電話相談・メール相談・面接相談への対応

子ども、保護者 の悩みの解消

不登校児童生徒帰校支援事業

(事業費:13,251千円)

- 福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」が、不登校児童生徒への支援の中核的機能を果たすための実践研究
- 不登校児童生徒の学力の保障、社会性の育成、自己指導能力の向上による社会的自立や学校復帰支援等の取組の実践研究

関係機関・地域との連携

- 学校警報連絡協議会
- ふくおか児童生徒健全育成サポート制度の実施
- 教育相談ネットワークの構築

豊かな人間性の育成

(福岡県豊かな心育成推進会議)

- 子どもの人間関係形成や社会性を育成する「ヒア・サポート活動」の実践等
- いじめ・不登校を生まない教育活動の推進

5 保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業 練務教育課・高等学校・特別支援教育課

保護者が児童生徒とともに学校と家庭との連携を図り、児童生徒の規範意識や養育に関する責任感を高め、さらに児童生徒の規範意識について学ぶことで、保護者の規範意識や養育にに関する連携を図ります。

非行防止の基盤となる児童生徒の規範意識の育成

保護者の規範意識や 養育に関する責任感の醸成

非行等に走らない 判断力や行動力の育成

保護者と学ぶ規範意識育成学習会

学習テーマ	具体的な内容	小学校 3、4年生	小学校5年生 ～中学校	高等学校 特別支援学校
「望ましい行動 」の促進	授業教育 （じゅぎょうきょういく） （いじめにに関する 法教育知識等） 交通安全教育等 立園教育等	年に 2回以上 実施	年に 3回以上 実施	年に 1回以上 実施
インターネット の適正利用	ネットの危険性の理解 （ネット低俗中傷、 いじめ防止 ネットによる詐欺等）			
非行防止	暴力行為防止 初発型非行防止 薬物乱用防止 性的過誤行為防止 飲酒運転防止			

各学年で年1回は児童生徒と保護者が共に「学ぶ影響の学習会」を開催。
各学年で年1回は専門的な知見や経験を持つ外部講師（警察、弁護士、NPO等）を活用

県内公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、中等教育学校、特別支援学校

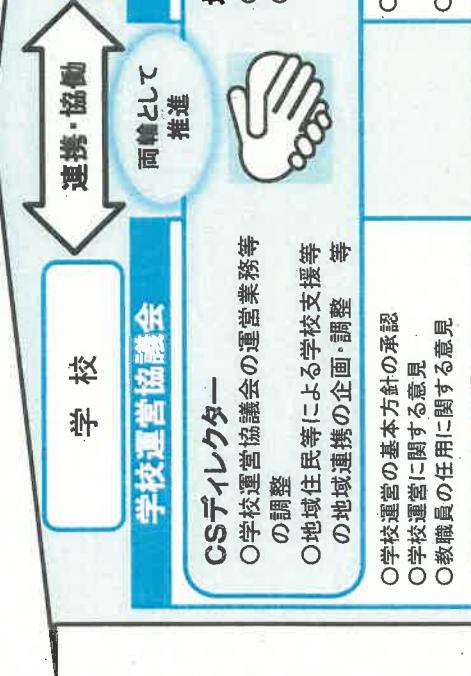
事業費：11,794千円

6 学校と地域の効果的な連携・協働推進事業

義務教育課・社会教育課

コミュニケーションスクール（C.S）や地域学校協働本部との導入・実践に取り組む市町村を支援することと、学校、家庭、地域が連携・協働して子どもたちを育成する体制を整え、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進します。

地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくり

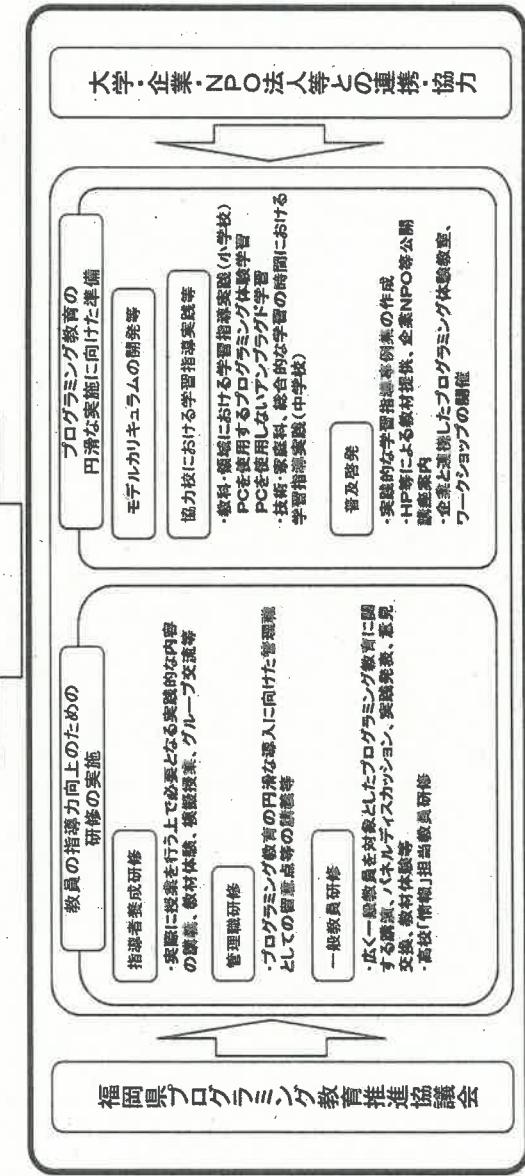


7 情報活用能力向上事業（新規）

施設課・高校教育課・義務教育課

学習指導要領改訂に伴う情報活用能力の育成に向けた、小学校の各教科及び小中学校の総合的な学習時間における系統的モデルカリキュラムの作成実験並びに高校モデル校での学習モデルの開発を行うとともに、プログラミング教育における小・中・高等学校教員の指導力の向上を図ります。

児童生徒の情報活用能力の育成・教員の指導力の向上



8 学校安全総合支援事業

高校教育課・義務教育課・特別支援教育課

不審者からの被害、登下校中の交通事故、自然災害など子どもたちの安全を脅かす事件・事故・災害に対する学校安全の充実の充実の取組の充実を図るため、モデル地域及び実践校を指定し、学校安全体制の構築及び先進的な安全教育手法の普及実践の成果を県内に普及することで、学校安全の実践を推進します。

児童生徒の安全に関する資質・能力の育成

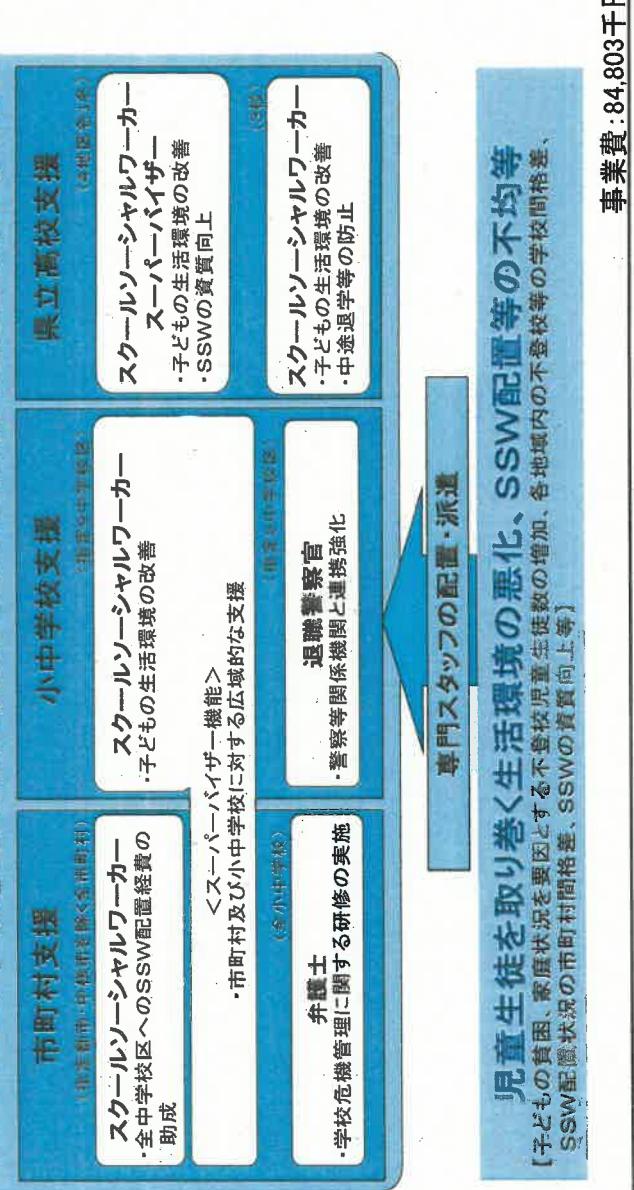


9 児童生徒を取り巻く生活環境改善事業 総務教育課・高校教育課・特別支援教育課

学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策を展開するため、全中学校区へのスクールソーシャルワーカー（SSW）配置など、専門スタッフの配置拡充により、学校の生徒指導及び教育相談体制を強化し、児童生徒を取り巻く生活環境の改善を図ります。

貧困をはじめとする子どもの生活環境の改善

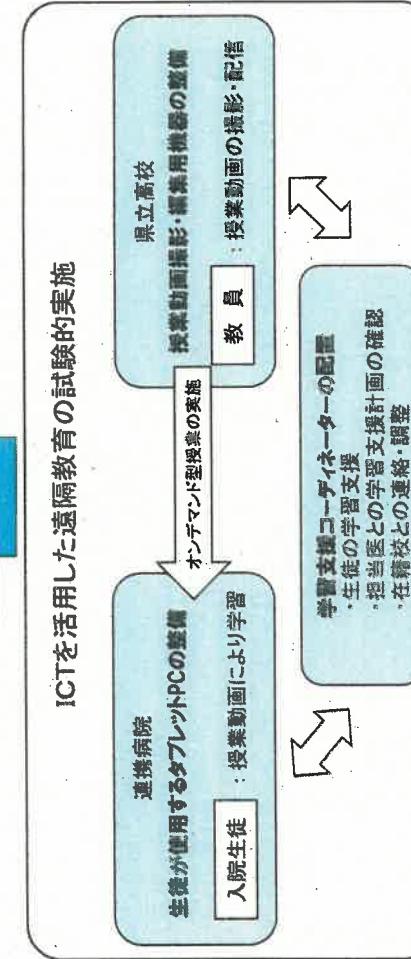
「チーム学校」による生徒指導及び教育相談体制の強化



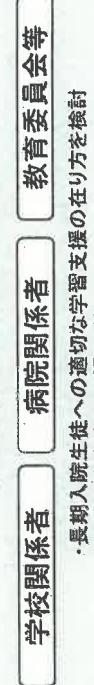
10 長期入院生徒学習支援実証研究事業（新規） 高校教育課

長期入院生徒（3ヶ月以上）の学習機会の確保のため、在籍校、病院、教育委員会等の関係機関が連携を図り、ICTを活用した遠隔教育の実施など、適切な学習支援の在り方について研究します。

長期入院生徒に対する学習機会の拡充



学習支援在り方検討委員会



1.1 若年教員の育成体制構築事業（新規）

義務教育課

若年教員を指導するペテラン教員の大量退職期の到来にあたり、小中学校における育成方針、指導体制及び育成プログラムの策定を支援し、若年教員の効率的・効果的な育成体制の構築に取り組みます。

市町村並びに若年教員の実態に即した育成ノウハウ及び校内支援体制の構築

県域全市町村
(学校組合)

市町村内の既存会議等を活用し、指定校外の学校へノウハウ等を普及

若年教員育成ノウハウの構築

- ・教職経験等に応じた育成指針
- ・資質・能力向上のための育成方法 等

校内支援体制の構築

- ・組織的OJT体制
- ・教育委員会との協働体制 等

小・中学校各1校を指定

県

指定校へ非常勤講師を配置

- ・若年教員、指導教員等の授業代替等に活用

事業費：28,861千円

1.2 教職員の働き方改革推進事業（一部新規） 教職員課・施設課・体育スポーツ健康課他

教職員の長時間勤務を改善するため、ICカードによる勤務時間の適正な把握など、実効性のある対策を働き方改革の指針に盛り込み、順次実行することで、教職員が子どもと向き合う時間の確保や教育の質の向上を図ります。

教職員が子どもと向き合う時間の確保、教職員の健康の保持増進・ワークライフバランスの実現

教職員の働き方改革取組指針

勤務時間の適正な把握（事業費：10,935千円）

- ・全県立学校において、ICカードによる勤務時間の適正な把握を実施（平成31年1月から）
- ・休暇等申請・決裁システムを導入

校務の情報化（事業費：11,631千円）

- ・生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理できるシステムを導入
- ・全県立学校に学校用グループウェア及びメール連絡網を導入

根本的な取組が必要

教職員の長時間勤務が深刻化

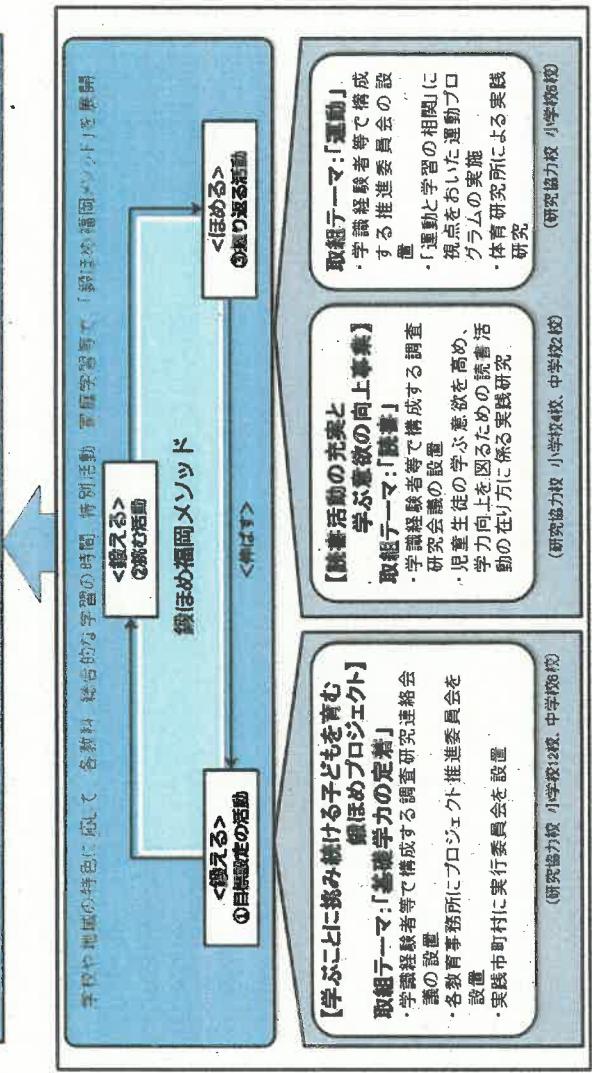
（教職員に求められる教育課題が複雑化・困難化するとともに、保護者・地域活動への対応等、その役割が多様化）

1.3 「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業（一部新規）

義務教育課・体育スポーツ健康課

福岡県独自の指導方法「鍛ほめ福岡メソッド」の実践を通して、子どもたちが意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心等を育成するとともに、その成果を県内に広く普及します。

学ぶ意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心等の育成

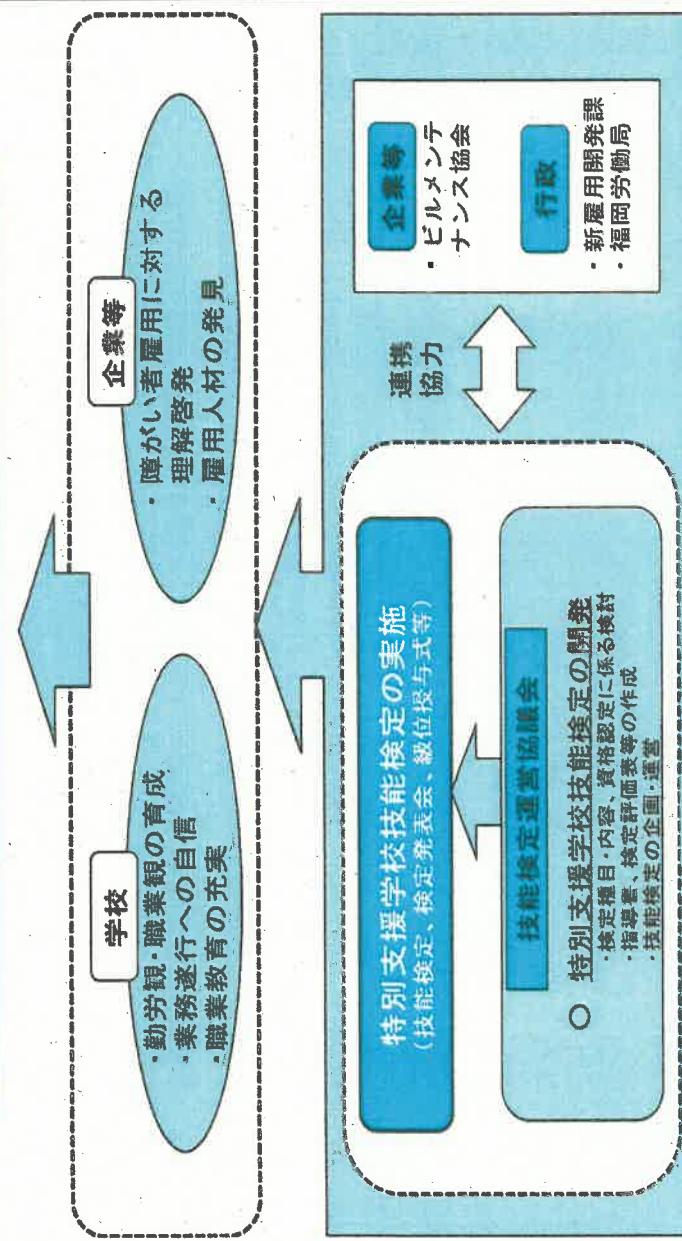


事業費：9,078千円

1.4 特別支援学校技能検定事業

特別支援学校高等部生徒の就労意欲を高めるとともに、企業等への就労（一般就労）を促進するため、企業団体と連携し、認定資格を授与する技能検定を開発・実施します。

就労意欲の向上 一般就労の促進



事業費：2,853千円

15 グローバル化に対応した英語教育推進事業（一部新規）高校教育課・義務教育課・特別支援教育課

学習指導要領の改訂及び大学入試改革等を踏まえ、小学校教員及び中・高等学校英語教員の英語力・指導力を高めるとともに、小・中・高で一貫性のある英語教育を実施し、英語や英語で積極的にコミュニケーションを行う態度を身に付けた人材を育成します。

英語で積極的にコミュニケーションする態度を身に付け、グローバル社会で活躍する人材を育成

小学校における英語教育の教科化への対応

1 英語力・指導力の高い教員の育成等

- 中核教員を育成する英語指導力向上研修及び英語関係企業と連携した研修の実施
- 力量を備えた教員の採用
- 2 各市町村における英語教育推進体制の整備
- 各市町村の1中学校区をモデル地区に指定
- エリアマネージャーの配置及び巡回指導による授業等のモデルづくりと普及

中・高等学校における英語教育の高度化への対応

1 英語力の高い生徒の育成

- 県域の全中学3年生を対象とした英検IBAテストの実施
- 中学生英語スピーチコンテストの開催
- 高校生への英検等受験費用助成
- ネイティブ英語教員の配置とALT・英語活動指導員の活用
- 2 英語教員の英語力・指導力の向上等
- 教員の英語指導力向上研修及び英語関係企業の英語指導スキルに学ぶ研修の実施
- 3 高校生の海外留学の促進
- 留学経験者の講演や手書き・費用の説明、個別相談を行う説明会の実施
- 留学経費の助成
- 4 技能を測る高校入試改善に向けた調査・研究

【課題】

■中学生・高校生の英語力の向上 ■小・中・高校教員の英語力・指導力の向上 ■各市町村における小学校英語教育推進体制の整備

事業費：480,425千円

16 ふくおか社会教育応援隊事業

教育事務所及び社会教育総合センター等の県立青少年教育施設事業に對し、その依頼に応じて積極的に関わり、事業の効果的・効率的な運営を支援するとともに、地域における社会教育活動の充実及び活性化を図ります。

社会教育応援隊

○教育事務所及び県立青少年教育施設職員（社会教育主事等）

- 教育プログラムの作成支援
- ・目標設定、プログラム立案、事業評価
- ・プログラム等に関する情報提供
- 体験活動等の運営支援
- ・集団づくり、野外活動、危機管理、指導者育成
- 講師・助言者の派遣
- ・講師紹介、講師派遣

家庭教育支援チーム

社会教育関連事業

○市町村教育委員会 ○教育施設等（小中学校・公民館・ミニエイセツタ等） ○社会教育関係団体（PTA・公民館連合会等） ○その他ボランティア等活動

○地域における社会教育活動の充実・活性化 ○社会教育関連事業の効果的・効率的な運営

- 家庭教育支援
- まちづくり・地域づくり
- 公民館活動
- 学校支援
- PTA活動
- 生涯スポーツ
- 青少年教育
- 読書活動

派遣

1.7 福岡歴史文化発信・体感事業（新規）

文化財保護課

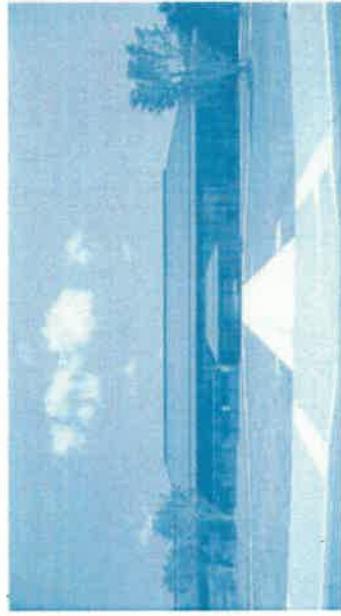
文化財保護法改正（平成31年4月1日）により文化財の活用促進や継承への取組み強化が必要とされていることから、「博物館」と「埋蔵文化財センター」の機能を併せ持つ、本県文化財保護の拠点施設である九州歴史資料館の機能強化を図ります。

文化財の活用促進・後世への継承

九州歴史資料館の機能強化

○本物の文化財を活用した歴史体感学習事業の実施

- ・三沢遺跡を活用した弥生時代の生活体験学習エリアの整備
- ・児童向け解説パネルの設置
- ・自然環境を生かした体験エリアの整備
- ・三沢遺跡発掘調査及び発掘体験の実施
- ・文化財の調査記録や写真のデジタル化
- ・観覧補助タブレットの導入



事業費：27,791千円

○県内文化財の情報発信事業の実施

- ・県内文化財情報データベース（ホームページ）の作成
- ・文化財の調査記録や写真のデジタル化
- ・観覧補助タブレットの導入

1.8 ふくおかアスリート育成強化システム構築事業（一部新規） 体育スポーツ健康課

国際大会等世界の舞台で活躍するなど、スポーツの力で県民に夢や感動を与えることで、国体常時8位以内入賞・国際大会で本県ゆかりの選手が優秀な成績を収めるトータルアスリートを輩出するため、スポーツに取り組む小中学生の発掘から始まる各年代の「育成強化システム」を構築します。

目指す姿：スポーツの力で県民に夢や感動を与える！

国体常時8位以内入賞・国際大会で本県ゆかりの選手が優秀な成績

5年後の姿：全ての競技団体が発掘・育成システムを構築、強化拠点の整備

小中学生からトップアスリートまでの育成システムの構築

国体ふるさと選手支援

- ・国体ふるさと選手の強化活動を支援

重点種目強化

- ・前年度国民体育大会上位入賞競技団体への強化活動を支援

女性アスリート育成強化

- ・拠点整備支援及び遠征合宿支援

トップアスリート育成強化

- ・日本代表候補等の高校生アスリートの海外遠征支援

育成強化システム整備

- ・ジュニアアスリート年代の指導手法、習得支援
- ・強化活動等充実支援

小・中学生発掘・育成

- ・スポーツに取り組む小中学生の発掘活動を支援
- ・遠征合宿や指導者招待を支援

社会人・大学

高校生

中学生

小学生

19 個別の人権課題に関する指導方法等調査研究事業（新規）

人権・同和教育課

本県の人权・同和教育における個別の人権課題に関する学習内容の体系化・標準化及び教員の指導力の向上を図るために、実態調査や検証授業等を通じて指導方法や内容の在り方等について調査・研究し、もって児童・生徒の人权尊重精神の育成します。

児童・生徒の人権尊重精神の育成

